

各種行政手続きや補助金制度を紹介します

暮らしのガイドブック

かつやま  2024年版



勝山高等学校



勝山市

この表紙は福井県立勝山高等学校芸術部の
協力のもと作成しました

戸籍の届け出・各種登録

●7ページ

赤ちゃんが産まれたら

出生届

生まれた日を1日目として14日以内に届出

●8ページ

結婚したら

婚姻届

届け出た日から効力

●8ページ

引越してきたら

転入届

引越してきた日から14日以内に届出

●10ページ

印鑑登録

●9ページ

市外へ引越していくとき

転出届

引越す日の14日前から届出

●9ページ

市内で住まいが変わったら

転居届

引越した日から14日以内に届出

●7ページ

家族が亡くなったら

死亡届

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出

ライフサイクルインデックス

誕生

- 妊娠・出産 …………… 27ページ
 - ・母子健康手帳
 - ・妊婦の健康診査
- 届出 …………… 7ページ
 - ・出生届
- 国民健康保険 …………… 11ページ
 - ・加入の手続き
 - ・出産育児一時金

子育て

- 子どもの福祉 …………… 20ページ
 - ・子ども医療費助成、児童手当
 - ・保育園等
 - ・地域子育て支援センター
- 予防接種 …………… 29ページ

教育

- 学校など …………… 52ページ
 - ・小・中学校
 - ・進学支援金制度

成人

- 国民健康保険 …………… 11ページ
- 国民年金 …………… 13ページ

移住

- 各種助成制度 …………… 60ページ

結婚

- 結婚 …………… 8ページ
 - ・婚姻届
 - ・住民登録（転入）

生活

- 公共施設 …………… 6ページ
- 国民健康保険 …………… 11ページ
- 国民年金 …………… 13ページ
- 税金（市税）…………… 13ページ
- 生活環境 …………… 31ページ
 - ・上下水道
 - ・すまい
 - ・環境・衛生
 - ・交通

壮年

- 健康 …………… 30ページ
 - ・各種健診（検診）

老後

- 後期高齢者医療制度 …… 12ページ
- 国民年金 …………… 13ページ
- 高齢者の福祉 …………… 24ページ
- 介護保険 …………… 25ページ

緊急時

- 緊急時
- 防災 …………… 41ページ
 - ・避難場所ほか
- 火災・救急 …………… 46ページ

目次

市の業務と連絡先…………… 4 ページ

- 市役所各課などの業務内容と電話番号
- よくある質問

施設一覧…………… 6 ページ

- 市関係施設
- 広域行政事務組合関係施設など

暮らし

7 ページ

各種届出…………… 7 ページ

- 窓口での本人確認
- 戸籍に関する届出
 - ・出生届 ・死亡届 ・婚姻届 ・離婚届
 - ・パートナーシップ宣誓制度
- 住民の異動に関する届出
 - ・転入届 ・転出届 ・転居届
- その他世帯の変更などの届出

各種証明書交付請求…………… 9 ページ

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）などの交付請求
- 住民票の写しの交付請求
- マイナンバーカードの交付
- 印鑑登録
- 印鑑登録証明書の交付請求

国民健康保険・後期高齢者医療制度…………… 11 ページ

- 国民健康保険
- 後期高齢者医療制度

国民年金…………… 13 ページ

- 国民年金

市 税…………… 13 ページ

- 市・県民税（住民税） ○国民健康保険税
- 法人市民税 ○固定資産税
- 市税の納付 ○市税の減免・減額制度
- 市税証明 ○都市計画税
- 家屋減失の届出
- 軽自動車税 ○自動車の臨時運行許可

情報公開…………… 18 ページ

- 公文書の情報公開

結婚への支援…………… 19 ページ

- 結婚相談 ○新婚生活応援支援

福祉・健康

20 ページ

福 祉…………… 20 ページ

- 生活に困った方の福祉
- 地域で支える福祉 ○子どもの福祉
- 母子・父子家庭の福祉 ○障がい者の福祉
- 高齢者の福祉 ○介護保険
- 家族介護支援 ○高齢者の総合相談窓口
- 介護予防

健康・保健…………… 27 ページ

- 妊娠・出産・子育てに関する手続きや助成
- 妊産婦・子どもの健康
- 大人の健康 ○地域での健康づくり
- 予防接種 ○がん検診
- 特定健康診査など ○無料歯科検診
- 肝炎ウイルス検査（B型・C型）

上水道・下水道

31 ページ

上水道…………… 31 ページ

- 上水道料金 ○水道使用などの申し込み
- 水道の新設・改造・修繕
- 漏水および白濁

下水道（農業集落排水）…………… 32 ページ

- 下水道使用料（農業集落排水処理施設使用料）
- 排水設備の新設・増設・改築
- 水洗便所など改造資金融資あっせんおよび利子補給
- 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

すまい・環境

33 ページ

すまい…………… 33 ページ

- 市営住宅・定住促進住宅の入居
- 住宅に関する助成制度

景観・都市計画…………… 36 ページ

- 都市景観の届出 ○屋外広告物の掲示許可
- 低未利用土地等の譲渡所得控除に係る確認書交付
- 国土利用計画法に基づく土地取引に係る届出
- 勝山市立地適正化計画に係る届出 ○都市公園
- 勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金制度

環境・衛生…………… 37 ページ

- 愛犬の登録・登録変更 ○狂犬病予防注射
- 不法投棄 110 番 ○ごみの分別

- 道路上の動物の死体処理
- 環境・衛生に関する助成制度
- 公共施設の維持補修に関する助成制度

交通…………… 39 ページ

- 公共交通機関に関する助成制度
- 交通安全に関する助成制度 ○交通災害共済

防災・消防 41 ページ

防災・防犯…………… 41 ページ

- 「避難行動要支援者登録制度」とは？
- 「避難行動要支援者登録」の方法は？
- 自主防災組織育成事業補助金
- 勝山市緊急メールサービス
- 勝山市防災情報音声一斉配信サービス
- もし地震が起きたら
- 災害により避難所が異なります
- 非常持出品の準備は万全ですか
- 防災・地震ハザードマップ
- り災証明が必要なとき
- 防犯に関する助成制度

消 防…………… 46 ページ

- もし火災が起きたら！！
- 消防車を呼ぶときは 119 番
- 消防車が来るまでは
- 救急車を呼ぶときは 119 番
- 救急車が来るまでは
- 火災予防の届出、防火相談
- り災証明が必要なとき（火災）
- 消防に関する助成制度
- 消火器のリサイクル

労働・産業 47 ページ

労 働…………… 47 ページ

- 融資制度 ○求人・求職 ○高齢者の仕事
- 人材確保に関する奨励金

産 業…………… 48 ページ

- 中小企業を支援する融資・助成制度

農林業…………… 49 ページ

- 農業に関する助成制度
- 農業用施設などに関する助成制度
- 市民農園を始めよう
- 林業に関する支援事業
- 森林の利用 ○柿などの実のなる木の伐採補助
- 農地の利用

教育・文化 52 ページ

教 育…………… 52 ページ

- 市立小・中学校
- 青少年育成に関する助成制度
- 勝山市育英資金 ○その他の助成制度 ○生涯学習
- 市立図書館 ○文化に関する助成制度
- スポーツ

体育施設使用料一覧表…………… 56 ページ

まちづくり 57 ページ

まちづくり…………… 57 ページ

- イベント・市民活動
- NPO 活動 ○地域づくりに関する助成制度

身近な市政 58 ページ

議 会…………… 58 ページ

- 市議会 ○市議会の傍聴 ○請願・陳情
- 「かつやま議会だより」の発行

監 査…………… 59 ページ

- 監査 ○公平委員会
- 固定資産評価審査委員会

広 報…………… 59 ページ

- 「広報かつやま」の発行
- 勝山市公式ホームページ・SNS
- 定例記者会見の開催

広 聴…………… 59 ページ

- 市民提案月間 ○市へのお問い合わせ

移住促進 60 ページ

市への移住をお手伝い…………… 60 ページ

- 各種助成制度
- 関連する助成制度

市の業務と連絡先

勝山市役所 ☎ (0779) 88-1111 (代表)

課などの名称	業 務 内 容
議会事務局（市役所3階） ☎88-8100	○市議会定例会および臨時会の事務 ○議長および議員の職務補助
総務課（市役所2階） ☎88-1112（秘書） ☎88-1116（行政、地域振興） ☎88-1113（人事職員） ☎88-1114（広報広聴） ☎88-1117（デジタル・統計） ☎88-8125（危機管理防災）	○市長・副市長関連業務（スケジュール管理、資料収集、連絡調整など） ○行政文書の管理 ○法令などの審査 ○情報公開の受付 ○住居表示 ○北谷町・野向町コミュニティセンターの管理 ○まちづくり会館の施設管理 ○職員の人事管理・人材育成・福利厚生・職場環境の整備 ○広報紙の発行 ○記者会見 ○市公式ホームページおよびSNSの管理 ○市政に関するご意見・ご提案の受付 ○庁内電算事務や地域情報化の推進 ○統計調査事務 ○防災の総合調整
未来創造課（市役所2階） ☎88-1115（企画調整・多文化共生、 社会教育・文化活動、 県立大学新学部準備室） ☎88-8114（脱炭素・地域交通）	○市の主要事業の総合調整 ○官学連携の推進 ○人権・男女共同参画の推進 ○総合計画の策定、進行管理 ○SDGsの推進 ○公共交通機関の維持や交通政策の企画・調整 ○脱炭素社会の推進 ○市民活動・市民運動の推進 ○文化芸術の振興 ○社会教育の推進 ○市民交流センターの管理 ○NPO法人設立支援 ○図書館機能の充実 ○多文化共生社会の推進
財政課 ①市役所2階②市役所3階 ①☎88-8130（契約検査、施設管理） ②☎88-8120（財政）	○財政計画や予算編成 ○交付税や起債等の事務 ○市有財産や市庁舎などの維持管理 ○市民会館、教育会館の施設管理 ○工事などの入札や契約および工事検査
市民課（市役所1階） ☎88-8101（税務） ☎88-8102（市民、国保年金） ☎88-8103（市民相談、消費者セ ンター） ☎88-8104（生活環境）	○戸籍や住民異動の届出 ○印鑑登録 ○各種証明書の発行 ○マイナンバーカードの交付 ○国民健康保険 ○後期高齢者医療制度 ○国民年金の事務 ○個人市・県民税、国民健康保険税の課税、法人市民税、市たばこ税、入湯税の申告納付 ○固定資産の評価や固定資産税、都市計画税、軽自動車税の課税 ○地籍図（公図）、土地・家屋台帳の管理および閲覧 ○臨時運行許可 ○税金の徴収・滞納整理 ○市が保有する税外未収債権の管理に関する所管課との調整 ○税外未収債権に係る強制執行・支払督促 ○消費生活などの相談業務 ○消費者行政に関する業務 ○相談窓口の各課連絡調整 ○ごみの適正な分別 ○ごみ排出の指導や収集したごみの適正処理業務 ○ごみの減量化 ○リサイクルの推進・情報提供 ○環境保全 ○環境美化の推進 ○公害対策監視 ○和みの杜の管理運営 ○交通災害共済 ○動物愛護 ○愛犬登録
福祉課（「すこやか」内） ☎87-0777	○障がい福祉、生活保護、福祉バスなどの社会福祉事務 ○福祉健康センター「すこやか」の管理運営 ○社会福祉法人などの許認可、指導監査
健康体育課 ☎87-0888（健康・介護） ☎87-0900（地域包括支援 センター） ☎88-8127（スポーツ）	○要介護認定、介護保険料などの介護保険や高齢者福祉に関する事務 ○介護予防など高齢者の健康づくりと相談業務 ○予防接種や健康診査などの健康づくり ○スポーツ振興・普及推進、交流の場の提供
商工文化課（市役所2階） ☎88-8105（商工振興） ☎88-8117（観光交流・企業誘致、 ふるさと納税・観光施設） ☎88-8113（文化財活用） ☎88-8126（恐竜のまち推進）	○市内企業・事業所の商工業振興施策 ○雇用・労働対策および支援 ○地場産業を中心とする中小・小規模企業への支援 ○観光施設の維持管理 ○はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の管理運営 ○ふるさと納税 ○近現代産業史などの調査研究・展示普及 ○移住・定住推進 ○勝山市観光まちづくり（株）および各観光団体との連携による観光振興施策の実施 ○市史の編さん ○埋蔵文化財の調査・保存 ○文化財の調査・研究・保護および活 用 ○日本遺産の活用推進 ○重要文化財旧木下家住宅の保存・活用 ○国史跡白山 平泉寺旧境内の調査・研究・保存・整備および活用 ○ジオパーク・ユネスコエコパークの推進

課などの名称	業 務 内 容
農林課（市役所1階） ☎88-8106（農業） ☎88-8121（林業・鳥獣害対策）	○地域営農体制の確立と農業振興 ○土地改良事業の推進と農業用施設の整備 ○森林整備と林業の振興 ○市有林の維持管理と安定経営 ○鳥獣被害の対策
建設課（市役所1階） ☎88-8107	○道路、水路、公園の整備や維持管理による定住環境づくり ○都市計画や景観計画行政事務 ○市道の除雪業務
営繕課（市役所1階） ☎88-8128	○市営住宅の維持管理 ○住宅等の助成に関すること ○建築行政業務の指導・監督 ○空き家に関すること
上下水道課（市役所2階） ☎88-8109	○上水道の整備・維持管理 ○公共下水道、農業集落排水の整備・維持管理・普及 ○浄化槽設置補助 ○水道料金、下水道等使用料などの徴収事務
会計課（市役所1階） ☎88-8110	○公金の出納および管理、収入・支出に関する書類などの審査 ○債権者の登録や管理などの出納事務
教育総務課（教育会館2階） ☎88-8111（庶務、教育施設、 学校再編・用地対策） ☎88-8112（教育指導）	○市立小・中学校の施設管理や庶務関係事務 ○教育委員会の事務局 ○勝山市育英資金 ○市立小・中学校の教職員研修 ○学校事務にかかる総括的な事務 ○各学校から寄せられる相談の窓口 ○学校教育全般にかかる指導助言 ○中学校再編にかかる事務
こども課（教育会館2階） ☎88-8771	○幼児教育と学校教育の連携強化に向けた事務 ○認定こども園や保育園、幼稚園、児童センターなどの管理運営や児童手当などの給付事務 ○子ども医療費助成や母子父子家庭などの児童福祉事務 ○妊娠・出産・子育てにかかる手続の窓口、結婚・妊娠・出産・子育て相談業務
監査委員事務局（市役所3階） ☎88-8116	○地方自治行政の公正と効率を確保する監査委員の補助
農業委員会事務局（市役所1階） ☎88-8115	○農地の売買・転用・貸し借りなどの妥当性を審議 ○地域の担い手・認定農業者・生産組織などを応援

消 防 本 部	
消防署 ☎88-0400	○消火・救急救助活動 ○消防統計 ○消防団事務 ○火災予防や防火団体の育成指導 ○危険物および指定可燃物の規制 ○消防用設備等の規制 ○災害情報の収集と連絡

よくある質問

■ごみの分別・収集方法

ごみの収集日は、ごみカレンダーでご確認ください。ごみカレンダーは、各まちづくり会館、コミュニティセンター、市民課でお渡ししています。（無料）



■幼稚園・保育園等

市内には公立1園の幼稚園と、私立9園の保育園等があります。21ページをご覧ください。

■スポーツ

スポーツ活動の場として、市内の体育館などをご利用いただけます。施設および利用料金は55、56ページをご覧ください。

■就職

勝山市市民交流センター2階に勝山市地域職業相談室「マイワークかつやま」が設置され、就業相談などを行っています。また、高齢者の方には、勝山市シルバー人材センターにおいて仕事の提供も行っています。詳しくは47、48ページをご覧ください。

■市民課の窓口業務の時間外延長

実 施 日：毎週火曜日（祝日・年末年始は除く）

延長時間：午後5時15分～7時

業務内容：証明書発行業務（戸籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、除籍謄抄本、附票謄抄本、身分証明書、住民票謄抄本、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書）および印鑑登録業務

※住民異動を伴う転入、転出などの届出および国民健康保険、国民年金に関する手続きは受付できません

施設一覧

市役所	元町1丁目1-1	88-1111
教育会館	元町1丁目5-6	88-5555
市民会館	元町1丁目5-16	88-2222
福祉健康センター「すこやか」	郡町1丁目1-50	87-0600
消防署	長山町2丁目2-7	88-0400
市立図書館	昭和町1丁目7-28	88-6000
市民交流センター	片瀬町1丁目402	88-3700
市民活動センター	片瀬町1丁目402	87-1011
生涯学習センター「友楽喜」	郡町3丁目415	87-3161
福祉事務所	郡町1丁目1-50	87-0600
地域包括支援センター「やすらぎ」		87-0900
こども家庭センター		88-8771
カンガルーのお部屋（地域子育て支援センター） （市民交流センター内）		87-3830
ことばと育ちの教室（福祉健康センター「すこやか」内）		87-0777
子育て相談（教育会館内）		87-8771
結婚相談室（教育会館内）		87-6150
勝山市体育館「ジオアリーナ」	昭和町2丁目4-20	88-8127
勝山市B&G海洋センター	荒土町新保8-101	89-2922
林業者健康トレーニングセンター	毛屋町1408	
市営温水プール	片瀬町1丁目303-1	88-3777
はたや記念館「ゆめおーれ勝山」	昭和町1丁目7-40	87-1200
白山平泉寺観光振興拠点	平泉寺町平泉寺41-8	88-0033
勝山温泉センター「水芭蕉」	村岡町浄土寺30-11	87-1507
道の駅「恐竜渓谷かつやま」	荒土町松ヶ崎1-17	89-2234
白山平泉寺歴史探遊館まほろば	平泉寺町平泉寺66-2-12	87-6001
旧木下家住宅	北郷町伊知地5-3	89-1020
克雪管理センター	滝波町4丁目401	88-0645
かつやま恐竜の森 （チャマゴンランド）	村岡町寺尾51-11	88-8777
立川上水道管理センター	立川町2丁目2-2	88-0583
勝山浄化センター	松原137-29	88-3936
和みの杜	昭和町2丁目9-1	88-0477

■まちづくり会館など

野向町コミュニティセンター	野向町龍谷15-1	88-0265
北谷町コミュニティセンター	北谷町河合26-2-1	83-1030
勝山まちづくり会館	元町1丁目5-6	88-0800
猪野瀬こうみん館	北市7-4	88-0313
平泉寺まちづくり会館	平泉寺町平泉寺170-110	88-0866
村岡まちづくり会館	郡町2丁目2-7	88-0366
荒土まちづくり会館	荒土町松田8-4	88-2117
北郷まちづくり会館	北郷町東野18-24	88-1001
鹿谷まちづくり会館	鹿谷町本郷31-7	87-2111
遅羽まちづくり会館	遅羽町大袋48-42	88-0364

■学校など

平泉寺小学校	平泉寺町平泉寺164-12	88-1204
成器南小学校	元町3丁目10-38	88-0254
成器西小学校	昭和町1丁目6-81	88-0300
村岡小学校	郡町2丁目9-1	88-0025
三室小学校	遅羽町大袋40-67	88-1464
野向小学校	野向町龍谷50-9	88-0608
荒土小学校	荒土町伊波2-28	89-2002
鹿谷小学校	鹿谷町本郷34-1	89-2539
北郷小学校	北郷町東野13-25	89-1034
勝山南部中学校	旭毛屋町3401	88-1122
勝山中部中学校	郡町1丁目3-34	88-2040
勝山北部中学校	荒土町伊波21-2	89-2016
成器南幼稚園	元町2丁目18-38	88-1328
鹿谷児童センター	鹿谷町本郷31-23	89-3266
荒土児童ホール	荒土町松田8-3	89-1950
遅羽児童館	遅羽町大袋48-55	88-0333
平泉寺児童館	平泉寺町平泉寺167-18	87-0051
野向児童館	野向町龍谷50-16	87-2698
成器南児童教室 （みなみザウルス）	元町3丁目10-38 （成器南小学校内）	87-0037
成器西児童教室 （にしザウルス）	昭和町1丁目6-81 （成器西小学校内）	88-1586
村岡児童教室 （むろこザウルス）	郡町2丁目9-1 （村岡小学校内）	87-2254
北郷児童教室 （きたごうザウルス）	北郷町東野13-25 （北郷小学校内）	89-2469
勝山市青少年センター	元町1丁目15-1	87-0101

広域行政事務組合関係施設など

大野・勝山地区広域行政事務組合	大野市南新在家28-1	66-6690
勝山・永平寺衛生管理組合	滝波町3丁目1309-1	88-1499
ごみ処理施設 「ビュークリーンおくえつ」	大野市南新在家28-1	66-6690

暮らし

各種届出

窓口での本人確認（問①）

❧なりすまし防止にご協力を

本人になりすましての虚偽の届出や各種証明書の不正請求をする事件が発生しています。これにより法律の改正が行われ、窓口に来られた方に本人であることを確認できるものを提示していただいています。ご理解とご協力をお願いします。

※マイナンバーカードを所有の方は、身分証明書として提示いただくと各種申請書の記入を省略することができる「書かない窓口」を実施しています

①本人確認が必要な手続き

- ・証明書の請求
住民票・戸籍に関する証明書、市税に関する証明書、身分証明書*など
- ・届出

住民異動届出	転入、転出、転居、世帯主変更、世帯分離、世帯合併など
戸籍届出	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知、不受理申出など

*禁治産や破産宣告などを受けていないことを証明する書類

②本人確認のためのもの

書類の種類	書類の例	必要数
官公署発行の顔写真付き本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳など	1
上記以外	健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証、学生証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(顔写真なし)など	2以上

※本人確認できるものがない場合、口頭での質問や文書で通知することがあります

※郵送による証明書請求の場合は、上記の本人確認書類の写しを添付してください

戸籍に関する届け出（問①）

❧届出の受付時間

届出は土・日・祝日に関係なく24時間受け付けています。ただし業務時間以外は宿日直室にて受け付けます。

戸籍関係の届出には、出生届や死亡届、婚姻届以外にも、離婚届、入籍届、転籍届、分籍届、認知届、養子縁組届、養子離縁届、氏名の変更届、不受理申出などがあります。

これらの手続きについては、市民課へお問い合わせください。

出生届（問①）

※子ども医療費助成（P20）、児童手当（P21）

❧届出期間

出生の日を1日目として、14日以内（ただし14日目が休日の時は、休日の明けた日まで）。

❧届出義務者

- ①父または母
- ②同居者
- ③出産に立ち会った医師または助産師
- ④その他の立会者 の順

❧届出に必要なもの

- ①出生証明書（出生届の右欄）
- ②母子手帳
- ③子ども医療、児童手当申請に必要なもの
 - ・保護者名義の預金（貯金）通帳
 - ・申請者の健康保険証
 - ・子が加入する予定の健康保険証
 - ・父母のマイナンバーカード（交付者のみ）または通知カード

死亡届（問①）

❧届出期間

死亡の事実を知った日から7日以内。

❧届出義務者・資格者

- ①親族
- ②同居者
- ③家主・地主・家屋管理人・土地管理人
- ④後見人など

（次ページに続く）



(続)死亡届 (問①)

❖届出に必要なもの

- ①死亡診断書または死体検案書
- ②和みの杜（なごみのもり）（火葬場）を利用される場合は、和みの杜使用料

❖和みの杜（火葬場）(問②)

①利用料金

	市 内	市 外
13歳以上	1万円	5万円
13歳未満	5,000円	2万5,000円
死 産	3,000円	1万5,000円
胎 盤	1,000円	5,000円

②利用時間

	火葬時間
第1回	午前11時30分
第2回	正午
第3回	午後 0時30分
第4回	午後 2時00分
第5回	午後 2時30分

③利用方法

- ①電話などで市民課へ希望する時間が空いているか確認してください。空いていれば、そのまま予約できます（24時間予約可能）
- ②死亡届の提出時に、「和みの杜使用許可証」を発行します。その際に利用料金を納めてください
- ③火葬時に許可証を和みの杜の管理人に提出してください
- ④火葬後に「火葬済み証明書」を受け取ります

婚姻届 (問①)

❖届出期間

特にありません。

❖届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの ※7ページ参照
 - ②婚姻届と同時に転入される場合は転出証明書
- ※住所変更の届出は開庁時間（平日午前8時30分～午後5時15分）内に限ります

離婚届 (問①)

❖届出期間

特にありません。

❖届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの ※7ページ参照

パートナーシップ宣誓制度 (問③)

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生の「パートナー」とすることをお二人の意思により宣誓し、市が証明書（受領証）を交付します。法律上の婚姻とは異なり、法的な権利の発生や義務の付与は伴いません。

❖利用できる方

次の要件を全て満たしていること

- ①お二人がどちらも成年に達していること
- ②双方もしくは、いずれかが勝山市民である、または市内への転入を予定していること
- ③お二人が、どちらも現に婚姻（事実上婚姻と同様の関係を含む）していないこと
- ④お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップを形成していないこと
- ⑤お二人が、民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

❖手続きに必要なもの

※宣誓希望日の5開庁日前までに書類の提出と宣誓日の予約をしてください

- ①宣誓書
- ②本人確認書類 ※7ページ参照
- ③住民票の写しまたは転入予定が分かる書類
- ④独身であることを証明する書類
- ⑤（通称名を使用する方）通称名の使用を証明する書類

❖交付手数料

無料

住民の異動に関する届出

転入届 (問①)

市外から市内に住所を移すときに必要です。

❖届出期間

転入した日から14日以内。

❖届出する方

本人（本人以外の方が来られる場合は委任状が必要です）

❖届出に必要なもの

- ①転出証明書
- ②本人確認できるもの ※7ページ参照
- ③マイナンバーカード・住民基本台帳カード（交付者のみ）
- ④転入により世帯主が変更となる場合
国民健康保険証（加入者のみ）

転出届（問①）*1

市内から市外に住所を移すときに必要です。

📌届出期間

あらかじめ転出する前に。

📌届出する方

本人または同一世帯員の方。

📌届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの ※7ページ参照
- ②国民健康保険証（加入者のみ）
- ③介護保険証（交付者のみ）
- ④後期高齢者医療保険証（加入者のみ）
- ⑤印鑑登録証（登録者のみ）
- ⑥マイナンバーカード・住民基本台帳カード（交付者のみ）
- ⑦その他、市発行の各種保険証・受給者証など
転出届を行うことで、「転出証明書」が発行されます。新しく住民登録をされる市区町村へ転入届と併せて提出してください。

*1マイナンバーカードを所有の方は、マイナポータルを通じたオンラインでの届出ができます。詳細はこちら
また転出証明書は、郵送でも請求できます。



転居届（問①）

市内で住所を変更するときに必要です。

📌届出期間

転居した日から14日以内。

📌届出する方

本人または同一世帯員の方。

📌届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの ※7ページ参照
- ②マイナンバーカード・住民基本台帳カード（交付者のみ）
- ③国民健康保険証（加入者のみ）
- ④介護保険証（交付者のみ）
- ⑤後期高齢者医療保険証（加入者のみ）

その他世帯の変更などの届出（問①）

その他世帯の変更届には、世帯主変更届、世帯分離届、世帯合併届などがあります。

これらの手続きについては、市民課へお問い合わせください。

📌届出期間

変更した日から14日以内。

各種証明書交付請求

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）などの交付請求（問①）*4

📌請求できる方

- ①本人等（戸籍の名欄に記載のある人）
- ②上記の者の配偶者、直系尊属（父母等）、直系卑属（子等）
- ③第三者（本人の代理人として請求される場合は、請求理由などを明らかなとした委任状が必要です）
- ④上記以外の方が請求する場合には事前にお問い合わせください

📌交付請求に必要なもの

- ①代理人の場合は委任状
- ②本人確認できるもの ※7ページ参照

📌手数料

種 類	手数料（1通）
戸籍全部事項証明書*2（戸籍謄本）	450円*4
戸籍個人事項証明書*3（戸籍抄本）	450円*4
除籍、改製原謄抄本	750円ー
附 票	300円*4

*2…同一戸籍内全員が記載されたもの

*3…個人のみ記載されたもの

*4マイナンバーカードを所有の方は、住民票の写し、戸籍関係証明、印鑑登録証明書、所得課税証明書を全国の対象のコンビニ等で取得することができます。令和8年3月31日まで発行手数料を100円減額しています。

戸籍証明書の広域交付

下記の戸籍証明書が全国どこの市区町村でも取得できます。

（戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書、除籍謄本（改製原戸籍謄本を含む））



(続) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) などの 交付請求(問①) P9*4

戸籍関係証明書は郵送でも請求できます。

詳細はこちら▶



住民票の写しの交付請求(問①) P9*4

請求できる方

- ①本人または同一世帯員の方
- ②その他(代理人の場合は本人の委任状が必要になり、使用目的を記入していただきます)

交付請求に必要なもの

- ①代理人の場合は委任状
- ②本人確認できるもの ※7ページ参照

手数料

1通につき300円

住民票の種類	内 容
謄 本	同一世帯全員記載されたもの
抄 本	個人のみ記載されたもの

住民票は時間外でも受け取り可能

平日の受付時間中に電話でご予約いただき、宿日直室でお渡し(本人または同一世帯員の方のみ)します。また郵送でも請求できます。



詳細はこちら

マイナンバーカードの交付(問①)

マイナンバーカードの交付本人確認の際の身分証明書として利用できます(申請は任意です(希望の方のみ))。また印鑑登録証や図書館利用カードとしてもご利用できます(申請が必要です)。

受け取りできる方

- ①本人
- ②法定代理人(15歳未満および成年被後見人の場合) ※本人の同席が必要です
- ③代理人(長期入院や施設入所などやむを得ない場合のみ) ※やむを得ない理由を証明するものと委任状などが必要です

受け取り方法

交付申請後、約1か月後にマイナンバーカード交付のお知らせを郵送します。届きましたら、受け取りのご予約をいただき、必要書類を持って、市民課の窓口にお越しください。

市民課、すこやか、図書館、ジオアリーナでは交付申請のサポートを行っています。無料で顔写真撮影サービスも行っております。

印鑑登録(問①)

マイナンバーカードを印鑑登録証として利用できます。

すでにお持ちの印鑑登録証をマイナンバーカードに無料で変更できます。ご希望の方は両カードを持って市民課の窓口までお越しください。

登録に必要なもの

- ①登録する印鑑(登録できない印鑑もありますので、事前にお尋ねください)
- ②本人確認できるもの(官公署発行の顔写真付きのもののみ。お持ちでない場合は、申請確認書を本人あてに郵送し、持参いただいてからの交付となります)
- ③マイナンバーカード(マイナンバーカードに登録する場合)
- ④手数料 300円(印鑑登録カード作成費用)
※マイナンバーカードに登録する場合は無料

印鑑登録証を申請できる方

勝山市に住民登録をしている15歳以上の方。ただし15歳~17歳の方は、法定代理人(印鑑登録している方)の同意が必要です。

代理人による申請

代理人は印鑑登録をしている方に限ります。即日交付はできません。

登録に必要なもの

- ①登録する印鑑(登録できない印鑑もありますので、事前にお尋ねください)
- ②代理人の印鑑(登録してある印鑑)
- ③委任状

印鑑登録証明書の交付請求(問①) P9*4

請求できる方

- ①本人
- ②代理人(代理人の場合、委任状は必要ありませんが、交付の際には必要な方の住所・氏名・生年月日を記入していただきます)

交付請求に必要なもの

- ①証明書が必要な方の印鑑登録証(カード)
- ②マイナンバーカードに印鑑登録をされている方は登録者のマイナンバーカードおよび暗証番号
- ③本人確認できるもの ※7ページ参照

手数料

1通につき300円

国民健康保険 後期高齢者医療制度

マイナンバーカードは国民健康保険・後期高齢者保険の保険証として使用できます（マイナ保険証）。

※利用登録が必要です

国民健康保険（問②）

国民健康保険制度

国民健康保険は、皆さんが病気やケガをしたときなどに安心して診察や治療が受けられるように、加入者（被保険者）が国民健康保険税を出し合って、医療などを受ける制度です。

国民健康保険の運営は県と市が共同で行っています。

※国民健康保険税については15ページ参照

国民健康保険の加入と脱退

加入保険の変更、住所変更などがあった場合、14日以内に必ず届け出てください。

保険給付

病気やケガなどの場合、保険証を提示すれば一部負担金を支払うだけで、医療を受けられます。

分 類	負担割合
未就学児	2割
小学生以上 69歳以下	3割
70歳以上	2割 (一定以上所得者は3割)

保険証

医療機関等を受診の際には、マイナ保険証もしくは紙の保険証を窓口でご提示ください。

療養費

次のような場合に支払った費用は市に申請して認められると、医療費が後から支給されます。

- ①不慮の事故などで国民健康保険を扱っていない病院で治療を受けたり、旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき
- ②医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を購入したとき

海外療養費

海外渡航中に治療を受けた場合に支払った費用は、市に申請して認められると医療費が後から支給されます。

ただし海外渡航前に必ず市役所で必要書類を入手してください。

高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が高額となり、申請をして認められた場合、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。

該当世帯には、市が申請のお知らせを送付します。自己負担限度額は所得や年齢で異なります。

高額療養費資金貸付

「高額療養費」の支給を受けることが見込まれる方を対象に高額療養費資金の貸付を行っています。

限度額適用認定証

加入者が入院する場合や高額な外来診療を受ける場合は、市に申請をして認められると、「限度額適用認定証」が交付され、その認定証を医療機関等に提示することにより医療費の医療費負担が限度額までとなります。

マイナ保険証を医療機関等に提示する場合は、事前に市へ申請しなくても限度額適用が受けられます。

入院時食事療養費および入院時生活療養費

入院中の食事にかかる費用のうち、標準負担額を医療費とは別に負担します。

市民税非課税世帯の方は、申請すれば食事代の負担が少なくなります。

出産育児一時金

被保険者が出産したとき、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として48万8千円が支給されます（産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は1万2千円加算され50万円となります）。

医療保険者から医療機関へ出産育児一時金を直接支払うため、事前に多額の現金等を準備する必要はありません（50万円を超えた場合は差額を負担する必要があります）。

葬祭費

被保険者が亡くなったとき、亡くなった方の葬祭を行った人（喪主）に対し、葬祭費として5万円を支給します。



暮らし

（続く）国民健康保険（問①）

国民健康保険税の軽減特例

非自発的失業（倒産、解雇、雇止めなど）された65歳未満の方で雇用保険受給資格者証の離職コードが11、12、21～23、31～34に該当する場合、申請により国民健康保険税の軽減が受けられます。

後期高齢者医療制度（問①）

制度の概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療制度です。対象となる方は、個人単位で保険料を支払い、医療サービスなどを受けることができます。

福井県のすべての市町が加入する福井県後期高齢者医療広域連合が運営主体となります。

対象（被保険者）となる方

①75歳以上の方（全員）

75歳の誕生日当日から加入することとなります。保険証は誕生日までに送付されます。（加入の申請は必要ありません。）

②65歳～74歳の方で、一定の障がいのある方（任意加入）

希望される方は、市に申請し、認定を受けてください。

保険証

医療機関等を受診の際には、マイナ保険証もしくは紙の保険証を窓口でご提示ください。

保険料

一人ひとりの所得に応じた保険料を納めることになり、これまで保険料を負担していなかった方も納めていただくこととなります。

保険料の納め方は、次の2通りに分かれます。

- ①年金からのお支払い（年金天引き）
- ②口座振替（または納付書）によるお支払い

保険料の算定方法

保険料は、加入者一人ひとりが平等に負担する「均等額割」と所得に応じて負担する「所得額割」の合計で決まります。保険料（年額）の限度額は80万円となっています。所得が少ない方は世帯や個人の所得水準に合わせて保険料が軽減されます。

また後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険等の被扶養者であった方は、資格取得から2

年間については均等額割は5割軽減され、所得額割もかからないため、年額2万4,800円となります。

保険料の減免

次のような場合に一定の条件を満たしていれば、市に申請して広域連合より認められると保険料が減免されます。

①震災・火災などの災害により、住宅・家財などの財産について著しい損害を受けた場合

②加入者またはその属する世帯の世帯主の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少したこと

※その他、特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めに市にご相談ください。

一部負担金

医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、外来・入院ともかかった費用の1割ですが、所得の高い方（現役並み所得者）は3割負担（負担割合は、保険証に表示）です。なお令和4年10月よりこれまで1割負担だった方のうち一定以上の所得のある方は2割負担となりました。

所得の判定は、前年の所得により毎年8月1日に見直しを行っています。また世帯員の変動や税金の修正申告などがあった場合は、月単位で負担割合の見直しを行います。

限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税が非課税の世帯に属する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、定められた限度額（所得により異なる）を超える自己負担額を医療機関等の窓口で支払う必要がなくなります。

また入院時食事代の自己負担額もこの認定証を提示することで減額の対象となります。希望される方は、市に申請してください。

マイナ保険証を医療機関等に提示する場合は、事前に市へ申請しなくても限度額適用が受けられます。

高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が定められた限度額（所得により異なる）を超えた場合、その超えた分が申請された口座に振り込まれます。

該当者には、広域連合から申請のお知らせをします。一度申請すれば、2回目以降は自動的にその口座に振り込まれます。（次ページに続く）



❖ 葬祭費

加入者が亡くなったとき、葬祭費として葬祭を行った人（喪主）に対して5万円を支給します。

❖ 療養費

次のような場合、医療機関等の窓口でいったん全額を支払いますが、市に申請して広域連合に認められれば自己負担分以外が後から支払われます。

- ①不慮の事故などで、保険診療を行っていない病院で治療を受けたり、旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき
- ②医師が必要と認めたコルセット・義足などの治療用装具を購入したとき
- ③医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき

国民年金

❖ 国民年金とは（問①）

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが義務付けられています。

❖ 国民年金の加入者（問①）

	どんな人が？	加入・喪失の届出は？	保険料の納付は？
第1号被保険者	学生・無職 自営業者など	市役所窓口 に届出	自分で納付
第2号被保険者	会社員・公務員 など	勤務先が 届出	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先が 届出	なし（配偶者の制度が負担）

❖ 任意加入者（問①）

「受給資格期間が不足している」「年金額が満額に達しない」60歳以上65歳未満の方や、海外へ転出される方。

※市または年金事務所で届出をする必要があります

❖ 国民年金(第1号被保険者) 加入の手続き(問①)

退職（厚生年金喪失）、任意加入などで国民年金に加入される方は、14日以内に手続きをしてください。

20歳になった方（厚生年金または共済年金加入者を除く）には、国民年金加入のお知らせが送付されます。

❖ 保険料を納めるのが困難な場合（問①）

市または年金事務所で、免除・猶予制度を申請することができます。

①学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合

②納付猶予申請

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

③免除（全額免除・一部納付）申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合

※（特例として）失業・倒産などや天災などの場合に限り、それらを示す書類を添付することで、前年所得があっても免除を受けられる場合があります

※産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりしました。希望される方は市または年金事務所へ申請してください

市税

市・県民税（住民税）（問②）

❖ 市・県民税とは

個人の市・県民税は原則として、その年の1月1日現在に住民登録がある市町村で課税されます。また、住民登録がある市町村ではなく、実際に住んでいる居住地の市町村で課税されることもあります。

税額は、「均等割」と前年の所得金額に応じて決まる「所得割」と森林環境税の合計額となります。

❖ 個人住民税の定額減税

令和6年度においては、個人住民税の定額減税が実施されます。個人住民税にかかる合計所得額が1,805万円以下の納税義務者が対象となり、本人・配偶者を含む扶養親族1人につき1万円が減税となります。



詳細はこちら

❖ 森林環境税

国税として個人住民税の均等割と併せて1人年額1,000円を賦課徴収します。

※市民税・県民税それぞれに500円ずつ上乗せされていた復興特別税は令和5年度で終了しました。

(続) 市・県民税 (住民税) (問①)

市・県民税の非課税

①均等割も所得割も非課税となる方

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ・前年中の合計所得金額が38万円以下の方
- ・扶養親族などがある場合は、前年中の合計所得金額が
(本人(1) + 控除対象配偶者(1) + 扶養親族数) × 28万円 + 26万8,000円以下の方

②所得割が非課税となる方

- ・前年中の総所得金額等が45万円以下の方
- ・扶養親族などがある場合は、前年中の総所得金額などが
(本人(1) + 控除対象配偶者(1) + 扶養親族数) × 35万円 + 42万円以下の方
- ・総所得金額等が所得控除額合計より少ない方

市・県民税の納付

市・県民税は「特別徴収」と「普通徴収」のどちらかの方法で納付します。

給与からの特別徴収

勤務先の事業所で毎月支払われる給与から天引きして支払う方法です。差し引かれた市・県民税は、事業所が従業員の市・県民税をまとめて市に納付します。

税額は5月中に事業所を通じて通知されます。給与から差し引かれる期間は6月から翌年5月までです。

途中で事業所を退職された場合は、残りの税額を最後の給与から一括して納付する方法（一括徴収）か、個人で納付する普通徴収に切り替わります。

公的年金からの特別徴収制度

①対象となる方

- ・当該年度の4月1日現在、老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方
- ・年額18万円以上の老齢基礎年金等の支払いを受けている方
- ・介護保険料が特別徴収（引き落とし）されている方
- ・特別徴収（引き落とし）する市・県民税額が当該年金の年間給付額を超えない方
- ・年金の支払いに対して担保設定がされていない方

②対象となる市・県民税

公的年金などにかかる所得分の市・県民税の均等割額と所得割額が対象となります。

③初年度の徴収方法および時期

	普通徴収		特別徴収		
時期	1期 (6月)	2期 (8月)	10月	12月	翌2月
税額	各期：年税額の1/4		各月：年税額の1/6		

④2年目以降の徴収方法および時期

	特別徴収 (仮徴収・引き落とし)			特別徴収 (本徴収・引き落とし)		
時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌2月
税額	各月：年税額の1/6			各月：年税額の1/6		

普通徴収

特別徴収以外の方は、個人で市・県民税を納付します。

6月中旬に納税通知書を送付しますので、1年分を一括して納める全期前納か、4期に分けて納める期別納付かどちらかの方法で納付してください。納期は6月末、8月末、10月末、翌年の1月末の4回です。

市・県民税の住宅ローン控除

平成26年1月1日～令和7年12月31日までに入居され、所得税の住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を受けた(る)方で、所得税で控除しきれなかった額を、翌年度分の市・県民税から控除することができます。

※初年度は確定申告が必要となります。

代理納税義務者の届出

納税義務者が亡くなられたとき、納税義務者に代わり納税などに関する書類を受領していただく代表者を届けてください。

納税管理人の届出

海外へ出国されるなどの理由により、納税などに支障がある場合は、納税義務者に代わって税金の手続きを行う納税管理人を届けてください。



国民健康保険税（問①）

国民健康保険税は、被保険者ごとに下記の表に掲げる計算を行い、世帯で合算した額で、世帯主に対し課税されます。

区 分	医療分	後期 支援金分	介護分 (40～64歳)
所得割	前年中の所得 ×6.5%	前年中の所得 ×2.1%	前年中の所得 ×1.8%
均等割	被保険者1人 あたり 2万6,500円	被保険者1人 あたり 8,500円	被保険者1人 あたり 9,000円
平等割	一世帯あたり 1万9,000円	一世帯あたり 6,000円	一世帯あたり 4,000円
限度額	65万円	24万円	17万円

※世帯主と被保険者が65歳以上75歳未満の方で構成されている世帯は、原則として、年金から特別徴収（引き落とし）されます

※納税義務者が亡くなられたとき、納税義務者に代わり納税などに関する書類を受領していただく代表者を届けてください。

法人市民税（問①）

■納税義務者

- ①市内に事務所、事業所を有する法人
- ②市内に事務所、事業所は有しないが寮などを有する法人
- ③市内に事務所、事業所または寮などを有する法人でない社団または財団で代表者の定めのあるもの

■均等割と法人税割

法人市民税は法人の規模によって一定の税額を納める「均等割」と法人税の税額から計算される「法人税割」があります。

■法人市民税の申告と納付

①中間申告（予定申告）

事業年度開始の日以後、6か月を経過した日から2か月以内に申告納付します。

※法人税の中間申告を要しない法人は申告の必要はありません

②確定申告

事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告納付します。

■その他の届出

新しく法人などを設立したときは「法人設立・設置届出書」を、また法人の代表者が代わるなど変更があったときは「法人等の異動変更届出書」を提出してください。

固定資産税（問②）

■固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している方に対して、その固定資産の評価額をもとに算定され、固定資産の所在する市町村に納める税金です。

■固定資産税の納税義務者

固定資産税は、原則として固定資産の所有者に課税されます。

土 地	登記簿に登記または土地補充課税台帳に登録されている方
家 屋	登記簿に登記または家屋補充課税台帳に登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

■固定資産の価格の決定

総務省で定めた固定資産評価基準に基づき価格が決定されます。

土 地	不動産鑑定などを参考に算定した価格を基礎として決定されます
家 屋	再建築費（同一の家屋を再び建てた場合の価格）をもとに価格が算定されます
償却資産	基本的に所有者から申告される取得価格をもとに算定されます

■固定資産の評価替え

土地および家屋については、基準年度ごと（評価替えの年度で3年に一度）に資産価値の見直しを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格が固定資産課税台帳に登録されます。基本的には第2年度、第3年度は、新たな評価替えは行わず、その価格が据え置かれることになります。

■固定資産課税台帳の閲覧・証明

4月1日以後であれば、固定資産課税台帳の閲覧、証明書の発行を受けることができます。該当資産の納税義務者、借地人、借家人および固定資産を1月1日以後に取得された方などが対象者となります。

(続) 固定資産税 (問①)

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧制度

納税者が自ら所有する土地・家屋の価格が適正かどうかを判断するために、縦覧によって他の土地・家屋の価格も確認できる制度です。縦覧期間の4月1日～30日(土、日は除く)に市民課窓口で、土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。内容は資産の所在、種類(地目)、面積、価格のみとなります。

固定資産評価審査委員会

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた翌日から3か月までの間において文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

免税点

市内におけるその方の所有にかかる土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

固定資産税の税率

固定資産税課税標準額に1.4%(標準税率)を乗じた額が固定資産税額となります。

償却資産の申告

1月1日現在で、事業の用に供している構築物、機械および装置、工具・器具、備品などの所有者は、1月31日までに申告してください。

固定資産の代表相続人

土地や家屋の所有者が死亡した場合、その資産は相続登記により名義変更が行われます。しかし、登記されるまでの期間は、現在その固定資産を所有している方(代表相続人)に課税されます。

納税管理人

市内に住所がない方は、市内で納税管理人を定めることができます。 ※14ページ参照

市税の納付 (問②)

市税を納付できる場所

市役所会計課、金融機関*、キャッシュレス決済、コンビニエンスストアなど(納付書裏面に記載)で納付できます。

* 地方税共同機構ホームページ掲載金融機関等

納期限を経過したとき

本税に加えて、督促手数料や延滞金がかかります。令和3年4月1日以降に発送される督促状に伴う督促手数料は50円から200円に変更となりました。督促状が届いた後も納付がない場合、最終的には財産の差押などの滞納処分を受けることになります。納期限を守りましょう。

納付はお早めに

納付については、全納または期別ごとに納めることができます。また便利な口座振替で納付することもできます。

市税の減免・減額制度

市民税・法人市民税均等割の減免 (問②)

次に該当する方は、その状況に応じて軽減または減免になる場合があります。

申請は納期限までに減免が適用されるかどうかの判断のため、詳しく事情をお聞きする必要があります。お早めにご相談ください。

- ①生活保護者
- ②当該年度に所得が激減し、生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者
- ③災害により著しい被害を受けた者
- ④公益社団法人および公益財団法人またはNPO法人で収益事業を営まないもの
- ⑤学校の後援団体またはこれに準ずるもの など

固定資産税・都市計画税の減免 (問①)

次に該当する場合、固定資産税・都市計画税について、軽減または免除する制度があります。

- ①生活保護者自らが所有し居住する土地、家屋
- ②各区などが地域の公益のために使用する会館および敷地
- ③災害などにより著しく滅失した家屋など

固定資産税の減額 (問①)

次のような工事要件に該当している場合、申告すると、固定資産税が減額されます。(次ページへ続く)

- ①バリアフリー改修工事
- ②住宅耐震改修工事
- ③省エネ改修工事
- ④長期優良住宅建築など

🐾 軽自動車税の減免（問①）

一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者および精神障がい者の方が所有している車両の軽自動車税について1台分を免除します。

ただし自動車税（県税）で免除を受ける場合には対象外となります。

また、身体障がい者が18歳未満の場合、知的障がい者または精神障がい者の場合は、生計同一者が所有する車両でも可能です。

🐾 国民健康保険税の減免（問②）

次に該当する場合は、国民健康保険税について、減免になる場合があります。

- ①当該年度に所得が激減し、生活が著しく困難となった場合
- ②災害により著しい被害を受けた場合
- ③扶養者が後期高齢者となり、被扶養者が国民健康保険に加入する場合
- ④出産予定または出産した場合

🐾 申請による徴収・換価の猶予（問③）

次に該当する場合、猶予制度があります。

- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ②本人または家族が病気にかかった場合
- ③やむを得ず事業を廃止または休止した場合
- ④利益減少など、事業に著しい損失を受けた場合

市税証明

納税証明	納税・収納係（問③）
所得証明 ^{P9*4}	市民税係（問②）
固定資産評価証明など	資産税係（問①）

都市計画税（問①）

1月1日現在で、市内の都市計画区域の用途地域および用途地域外で下水道供用開始区域内（供用開始して10年間のみ）に土地、家屋を所有している方に課税されます。都市計画税課税標準額に0.3%を乗じた額が都市計画税額です。

家屋滅失の届出（問①）

🐾 家屋の取り壊し

家屋を取り壊した場合には、市民課資産税係に「家屋の取り壊しの届出書」を提出してください。

その家屋の固定資産税・都市計画税は、翌年度から課税がなくなります。

また取り壊した家屋が登記してある場合には、法務局へ「滅失登記」の手続きも必要です。

（注）年税ですので、年度中に家屋を取り壊されても還付されません

軽自動車税（問①）

4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、二輪車、小型特殊自動車、農耕車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

※原動機付自転車、小型特殊自動車の異動の手続きは市民課窓口で行います

（注）月割課税ではありませんので、年度中に廃車（所有しなくなる）手続きをしても還付されません

届出の種類	持参するもの
購 入	自賠責保険証、販売証明書
廃 車	ナンバープレート
名義変更	自賠責保険証、譲渡証明書

自動車の臨時運行許可（問①）

🐾 届出に必要なもの

事業主の方	自賠責保険証、車検証
個人の方	自賠責保険証、運転免許証、車検証

🐾 許可証および標識の交付

「臨時運行許可申請書」に車名、形状、車体番号、運行経路、目的、期間などを記入します。

許可申請書が正しく記載されていれば、許可証と標識をお渡しします。

※許可証と標識は運行開始日から5日以内に返却してください

情報公開

公文書の情報公開（問①）

市民の「知る」権利を尊重し、市政に対する市民の理解と信頼を深めるために、市が保有している行政文書（公文書）について「勝山市情報公開条例」に基づき公開しています。

■実施機関

情報公開を実施するのは、市のすべての機関で、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、地方公営企業の管理者、勝山市土地開発公社および議会となります。

■対象文書

開示請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が平成12年4月1日（条例施行日）以後に作成し、または取得した文書、図画、電磁的記録です。決裁などの手続きを終了した文書に限定せず、職員が組織的に用いるものを広く対象とします。

■請求できる方

どなたでも（団体を含む）請求することができます。ただし市内に在住、在勤または在学の方、市内に事務所または事業所がある法人その他の団体以外の請求については、1請求あたり1,000円の手数料をいただきます。

■公文書の開示

請求のあった公文書は、原則開示が基本ですが、公文書の中には、開示することによって個人の権利利益が害されるものや行政の公正かつ適切な運営を妨げることになるものなどがあるため、例外的に開示できない場合があります。

■不服申し立てなど

公文書の開示決定など不満があるときは、実施機関に不服の申し立てができます。実施機関は、不服申し立てを第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して決定を行います。

■その他

情報公開条例をより充実したものとするため、次のような規定を設けています。

①情報提供に関する施策の充実

市民の皆さんが請求手続きをしなくても知りたい情報を知ることができるように資料を収集し、市政に関する情報を明らかにするよう努めます。

②施行の状況の公表

毎年1回、実施機関における情報公開の施行の状況を公表します。

③出資法人などの情報公開

市が一定の出資をしている法人などに対し、この条例の趣旨に基づき出資法人などが保有する情報を公開するよう協力を要請します。

法令または他の条例により公文書の閲覧、縦覧、写しの交付などの手続きが別に定められている場合には、その手続に従います。

結婚への支援

結婚相談（問①）

区 分	日 時	内 容
結婚相談	第1木曜日 午後1時～3時	結婚相談員による定例相談
	第2木曜日 午後6時～8時	
マリアージュ カウンセリング	第4木曜日	民間の結婚相談所の婚活アドバイザーによる相談会
くろすかつやま サポート	月曜日～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分 ※木曜日は午後1時～	担当課相談員によるイベント等の情報提供や相談

上記のほか結婚に向けた婚活イベント、婚活アドバイザーによるイベント前のフォローアップ講座、結婚希望者や結婚相談員向け講座を開催します。

新婚生活応援支援（事前相談必須）（問②）

A：結婚新生活支援事業

結婚などで新たに生活を始める新婚夫婦などを応援するため、住宅の取得や引越費用などを支援します。

夫婦ともに婚姻日 における年齢	補助金額	対象経費
29歳以下	最大60万円	住 宅 取 得 ・ 住 宅 賃 借 ・
上記以外の場合 (30～39歳)	最大40万円	リフォーム ・ 引越

B：早婚夫婦支援事業

若い夫婦などを対象に、結婚などに伴う新生活のスタートアップを支援します。

夫婦双方もしくはどちらかの年齢	補助金額
25歳以下	40万円
26～29歳	30万円

A・Bの共通事項

対象世帯

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届（パートナーシップ宣誓制度に基づく先生をした方々を含む）を提出し受理された夫婦
- 夫婦の合計所得額が500万円未満
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で新規に婚姻した世帯など

申請期限 令和7年2月28日



詳細はこちら



暮らし

福祉・健康

福祉

生活に困った方の福祉

生活保護制度（問①）

生活保護制度は、様々な理由で生活に困っている方の最低生活の維持と自立助長を目的とした制度です。保護が開始されますと、世帯の最低生活費の不足分の生活費が毎月支給されます。

守らなければならない義務

- ①自分（世帯員）の持っている能力や資産など、あらゆるものを最低生活のために活用していただくことがあります（最低生活に必要な余分な資産など、例えば土地、建物、家具、貴金属、預貯金、生命保険などは売却、処分するなどして、生活費に充てていただくことがあります）
- ②親、兄弟、子どもなど民法に定められた扶養義務者からの援助は、この法律に優先します
- ③病気やケガなどの正当な理由がないのに働かないときは、保護は受けられません
- ④他の法律や制度からの給付は、すべて活用しなければなりません
- ⑤原則として自動車の保有は認められません
- ⑥原則として住宅ローン等の返済苦による保護は受けられません

生活困窮者自立支援制度（問②）

失業や経済的理由などで生活に困っている市民対象の相談窓口を勝山市社会福祉協議会に設置しています。相談窓口には専門の支援員がおり、相談者の状況に合わせた支援プランを策定し、他の専門機関および関係機関と連携しながら相談者の自立に向けた様々な支援を行います。

生活福祉資金の貸付（問②）

低所得者の世帯や身体障がい者の世帯が積極的に生活の自立向上を図るために、低利で資金を貸し付ける制度で、勝山市社会福祉協議会が運営しています。

地域で支える福祉

民生委員児童委員、主任児童委員（問①）

民生委員児童委員は地域福祉増進のために、主

任児童委員は児童福祉増進のために厚生労働大臣からの委嘱を受け、生活に困った方や高齢者、障がい者、母子家庭、父子家庭、児童問題などの相談に応じたり、助言をします。

勝山市社会福祉協議会（問②）

地域福祉の推進を図ることを目的として、以下の事業を実施します。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- ②福祉活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④社会福祉を目的とする事業の推進

具体的には、福祉総合相談、共同募金・歳末たすけあい事業、ボランティアセンター活動事業、小地域の福祉のまちづくり事業、介護予防事業、生活福祉資金貸付金事業、障害者生活支援事業、日常生活自立支援事業、生活支援体制整備事業などを行っています。

またケアプランやホームヘルプサービスを行うサービス事業所も併設しています。

子どもの福祉（問③）

子ども医療費助成制度

満18歳に達した最初の3月31日までの児童を対象に、医療費の一部負担金（保険適用分）を助成します。

また平成30年度より医療機関の窓口での医療費の支払いが不要となりました。

出生時および転入時における申請については、市民課窓口で出生届および転入届の際に受け付けています。

児童手当制度（問③）

中学校修了までの児童を養育している方に支給します。

対 象	支給額（月額）
3歳未満	1万5,000円
3歳以上小学校修了前(第1・2子)	1万円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	1万5,000円
中学生	1万円
所得制限限度額以上、所得上限限度額未満	5,000円

※所得上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません

※令和6年10月から所得制限の撤廃などの制度改正などがあります

㊦認定こども園、保育園、幼稚園（問③）

乳幼児の保育・教育を公立1園、私立9園で実施しています。

公立	園名	住所	電話番号
	成器南幼稚園	元町2丁目18-38	88-1328

私立	園名	住所	電話番号
	中央こども園	栄町2丁目7-6	88-0872
	ケイターこども園	元町1丁目8-17	87-1857
	まつぶこども園	旭町1丁目1-56	69-1111
	しろきこども園	芳野町2丁目3-19	88-3213
	きたこども園	沢町2丁目3-22	88-1557
	南こども園	元町2丁目7-28	88-0850
	上野こども園	荒土町別所33-58-1	89-2022
	鹿谷保育園	鹿谷町保田99-31-2	89-2211
	北郷わしのこ保育園	北郷町東野28-45	89-3433

㊦障がい児・ふれあい保育推進事業（問③）

特別児童扶養手当受給児童、心身に中軽程度の障がいのある児童を保育園などで保育します。

㊦児童センター（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）（問④）

市内の9つの市立小学校区に9か所の児童センターを設置し、留守家庭児童の預かりと子どもの安全・安心な放課後の居場所づくりを行っています。住民基本台帳に勝山市の住民として記録されている小学生であれば申請のうえ、無料で利用できます。

㊦地域子育て支援センター（問⑤）

カンガルーのお部屋

乳幼児の子育てに関する情報提供やさまざまな相談に、専任のスタッフが応じます。

親子の自由な遊び場として、保護者同士の交流の場としてご利用ください。

㊦「ふれあいの里・かつやまっ子」すくすく育成奨励金（問③）

勝山市民で、保護者と生計を一にする第3子以降の乳幼児を対象に、出生月の翌月末に一律20万円を一括交付します。

㊦子育て生活応援隊事業（問③）

第1子を出産予定の妊婦がいる家庭および小学校3年生までの児童がいる家庭を対象に、経済的・精

神的負担を軽減することを目的として、一時預かりや幼稚園・保育園などへの送迎（徒歩のみ）、生活支援などを行うサービスです。

サービス利用料の一部（1時間あたり350円）が助成されますが、利用料は日時によって違います。

※第2子以降および多胎児の第1子、生後1か月未満の第1子がいる家庭は無料です



利用料など詳細はこちら

㊦一時預かり事業（問③）

一部の保育園などで、保護者の疾病および緊急、一時的な需要に対応するために保育園などに入園していない乳幼児の一時的な保育を行います。

利用料金 半日：1,000円、1日：2,000円

※第2子以降または多胎児の第1子の児童は無料です

※上記に加え、収入状況によって無料となる場合があります。詳しくはこども課までお問い合わせください

㊦病児保育事業（問③）

①病児・病後児保育

小学校6年生までの児童の病氣中や病氣回復期で集団保育が困難な期間、病児保育園で保育を実施します。

実施施設 ひかり病児保育園（元町1-9-45）

☎89-2022

利用料 1日2,000円

※第2子以降、ひとり親家庭などは無料

②体調不良児対応

園児が保育中に体調不良となった場合、施設内の専用スペースにおいて安全安心な体制で保育を実施します。

実施施設 上野こども園（荒土町別所33-58-1）

☎88-0288

※利用は当該施設に通園している児童に限る

㊦子育てマイスター（問⑤）

子育てにかかわる有資格者を、県が「子育てマイスター」として認定しています。地域において子育てに関する悩みや不安の相談にのったり、助言者として社会貢献活動を行っています。

（次ページへ続く）

🐾 児童インフルエンザ予防接種費の助成 (問①)

インフルエンザ予防接種に対して、その経費の一部（1回あたり1,000円）を助成します。

任意接種であり、接種にあたっては医師の指示に従ってください。（30ページにも記載有り）

対 象	助成回数
小学生までの児童	年2回まで
中学生	年1回

母子・父子家庭の福祉

🐾 児童扶養手当 (問①)

父または母と生計をともにしていない18歳年度末までの児童の父または母、父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。父または母がいても極めて重度の障がいがある場合は支給されます。ただし所得制限があります。

手当の月額、請求者および請求者の扶養義務者（同居の祖父母兄弟姉妹など）の前年の所得により決定されます。

また前夫・前妻から父や母、児童に支払われる養育費についても所得の対象となります。

対象	支給額（月額）
児童1人	1万740円～4万5,500円
第2子	+ 5,380円～1万750円
第3子以降	+ 3,230円～6,450円

※令和6年11月から所得制限額の拡充などの制度改正があります

🐾 母子・父子家庭医療費助成 (問②)

母子・父子家庭を対象に、医療費自己負担分が助成されます。高額療養費の限度内、付加給付がある場合はその範囲内となっています。ただし所得制限があります。

🐾 母子・父子家庭修学旅行費助成 (問②)

母子・父子家庭の児童に、修学旅行費用の一部を助成します。補助金の上限額は小学生8,000円、中学生1万6,000円です。ただし所得制限等があります。

🐾 母子・父子家庭へ入学記念品贈呈 (問②)

母子・父子家庭の児童が学校入学時（小・中・高）に記念品を贈ります。ただし所得制限があります。

🐾 ひとり親家庭の高校生通学定期代助成 (問②)

①京福バスを利用

奥越明成高校、大野高校定時制へ通学
助成額 1・3・6か月定期代 20%

②えちぜん鉄道を利用

福井方面の高校へ通学（えちぜん鉄道区分のみ）
助成額 1か月定期代 10%
3・6か月定期代 20%

※他の助成と併用はできません。利用前にお問い合わせください（所得制限あり）

🐾 母子・父子自立支援教育訓練給付金 (問②)

母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練対象講座を受講し、修了した場合、受講料の一部を支給します。（所得制限あり）

※受講前に対象講座であるか審査を受ける必要がありますのでご相談ください

🐾 高等職業訓練促進給付金 (問②)

母子家庭の母または父子家庭の父が専門的な資格取得のために修業する場合、生活費「高等職業訓練促進給付金」を支給します。また、修業期間の終了後一時金として「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。（所得制限あり・事前相談が必要です）

障がい者の福祉

🐾 身体障害者手帳 (問③)

身体の障がいの程度によって等級を判定し、身体障がい者であることの証票として交付するもので、補装具、自立支援医療の給付、施設への入所など各種援助を受ける場合に利用するためのものです。障がいの等級は1級から7級に分けられています。手帳の発行は1級から6級までです。

🐾 療育手帳 (問③)

知的障がい児（者）に対して指導・相談を行うとともに、知的障がい児（者）に対する各種のサービスを受けやすくするためのものです。障がいの級はA1、A2、B1、B2に分けられています。

🐾 精神障害者保健福祉手帳 (問③)

精神疾患を有する方（知的障がい者を除く）のうち、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付する手帳で、1級から3級の等級に分けられています。



❖ 障害福祉サービス・地域生活支援事業（問③）

障がいのある人または難病の人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、居宅介護や就労移行支援などの障害福祉サービス、日常生活用具の支給や外出時の移動支援などを行います。原則として自己負担額は1割ですが、世帯の市民税課税状況により月額上限額が設定されています。また低所得世帯の方のための負担軽減もあります。

❖ 重度障害児（者）医療費助成（問③）

重度の障がい児（者）が治療を受けた場合に、その医療費（本人負担額）が助成されます。

❖ 自立支援医療（精神通院）支給事業（問③）

精神疾患で通院する精神医療の治療を要する方に対して、公費にて一部を負担する制度です。

自己負担は1割ですが、低所得世帯の方や高額治療継続者には、月額上限額を設定する（一部の支給者を除く）などの負担軽減策を講じています。

❖ 自立支援医療（更生医療）・（育成医療）支給事業（問③）

手術などにより障がいの改善が見込まれる場合に、指定医療機関において受けた医療費を助成する制度です。原則、医療費の1割負担ですが、世帯の市民税課税状況により月額上限額が設定されます。

＜対象＞

更生医療	身体障害者手帳の交付を受けている方
育成医療	18歳未満の障がい児

❖ 障害児福祉手当（問③）

在宅の20歳未満の重度の障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方に福祉手当が支給されます。支給額は月額1万5,690円です。

❖ 特別児童扶養手当（問①）

精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護する父または母もしくは父母に代わって児童を養育している方で、前年の収入が一定額未満の場合に支給されます。手当の額は障がい児1人につき、1級障がい児月額5万5,350円、2級障がい児月額3万6,860円です。

❖ 重症心身障害児（者）福祉手当（問③）

他制度（特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害年金、公的年金）のいずれにも該当しない在

宅の重度障がい者または前者を介護する方に支給されます。支給額は月額3,000円です。

❖ 特別障害者手当（問③）

在宅の20歳以上の重度の障がい者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に手当が支給されます。支給額は月額2万8,840円です。ただし所得制限があります。

❖ 日常生活用具給付等事業（問③）

在宅の重度身体障がい者に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の購入費を助成します。

主な用具は盲人時計、人工咽頭、特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、ネブライザー、ストーマ装具、人工内耳用電池などです。

❖ 重度身体障害者住宅改造助成（問③）

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい者が、段差解消など住環境の改善を行う場合、改修工事費が助成されます。

助成金の額は工事費の4/5以内で、限度額は60万円です（視覚障がい者の限度額は80万円）。

また手すりの取り付けなどの軽微な住宅改修に20万円を限度として助成（日常生活用具給付等事業）します。

それぞれ支給要件がありますので、工事をご予定の方は、必ず事前にお問い合わせください。

❖ 重度障害者紙おむつ支給事業（問③）

在宅重度障がい者の方に、紙おむつの購入費助成を行います。生計中心者の前年の市民税が非課税の場合、支給月額5,000円、課税の場合、支給月額3,000円を限度として助成します。

対象は小学生から65歳未満の方です。

原則として支給月額の範囲内で1割または1/3の自己負担を徴収します。

❖ 福祉タクシー利用助成（問③）

在宅重度障がい者で自動車税の減免や高齢者移送サービスを受けていない方に、タクシー初乗り運賃乗車券が交付されます（ストレッチャー、車椅子用あり）。

初乗り運賃の助成上限額はすべて690円です。交付枚数は1年間に24枚です。（次ページへ続く）

(続) 障がい者の福祉 (問①)

🦨 自動車改造等助成

重度身体障がい者および同一家族（同じ住民票に記載されている者）に、自動車の改造、自動車運転免許取得に要する費用が助成されます。

助成金の額は自動車改造に要した金額または運転免許取得に要した金額の2/3以内で、限度額は10万円です。

🦨 身体障害者補装具給付事業

身体の不調部位、障がいのある部分を補って必要な身体機能を補完または代償する用具（補装具）の購入費または修理費の助成を行います。

自己負担は原則1割です。

🦨 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の該当にならない難聴の方（18歳まで）に、補聴器の購入費または修理費（この制度で購入した補聴器のみ）の助成を行います。

助成金の額は、購入費用と購入予定の補聴器一台当たりの基準価格を比較し、少ない金額の2/3です。購入・修理を行う前に、お問い合わせください。

※以上の制度については、障害者手帳の等級により対象とならない場合がありますので、あらかじめお問い合わせください

高齢者の福祉 (問②)

🦨 介護用品支給事業

要介護1以上の在宅の方のうち本人が市民税非課税で介護用品（紙おむつ）が必要と認められる方に介護用品（紙おむつ）が支給されます。市民税が世帯非課税の場合、支給月額5,000円、世帯課税の場合、支給月額3,000円を限度として配達されます。

支給限度枚数は、要介護1～3の方は120枚/月、要介護4・5の方は180枚/月です。

自己負担金は、市民税世帯非課税で合計所得金額の合計と課税年金収入額の合計が80万円を超える方と同一世帯に市民税課税者がいる方は支給月額の範囲内で1割を徴収します。対象外の方は全額自己負担で配達サービスのみ行います。

🦨 住まい環境整備支援事業

要介護3以上の在宅の方が対象で、車椅子用洗面台、昇降機などの改修に対し助成されます。

助成金の額は、対象工事費に7/10～9/10を乗じた額で、限度額は80万円です。事前申請が必要となりますので、住宅改修前に必ず担当ケアマネジャーにご相談ください。

🦨 軽度生活援助事業

65歳以上のみの世帯や身体障がい者のみ世帯などで、要支援1以上の認定を受けた方がいる世帯を対象に、軽易な除雪を行います。経費の一部は利用者が負担します。

負担金 1回（1時間以内）につき300円

🦨 地域ぐるみ雪下ろし支援事業

65歳以上のみの世帯、身体障がい者単身世帯65歳以上の方と身体障がい者のみの世帯等で市の名簿（福祉票）に登載される市民税世帯非課税の方で税法上の扶養親族となっていない方が対象です。

雪下ろしにかかる経費として1回につき10,000円が助成され、一冬期間の助成回数は2回以内です。（地区により4回以内）

🦨 給食サービス事業

65歳以上のみの世帯の方、65歳以上の方と身体障がい者のみの世帯などで市の名簿（福祉票）に登載される調理などが困難な方を対象に、健康などを勘案した食事を配達し安否確認を行います（一部自己負担をいただきます）。

🦨 高齢者等指定保養施設利用助成

65歳以上の方もしくは身体障害者手帳などを持っている方（身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉、戦傷病者、特定疾患医療受給者）が対象です。温泉センター「水芭蕉」は高齢者割引を適用、その他の民間保養施設を利用する場合、1回につき100円が割引されます。

🦨 高齢者等公衆浴場助成

65歳以上の方もしくは身体障害者手帳などを持っている方（身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉、戦傷病者、特定疾患医療受給者）が対象です。

市で発行する指定公衆浴場利用割引証を市内の公衆浴場で提出することで、1回につき100円が割引されます。



🦖 高齢者移送サービス事業

常時車イスなどを利用し、在宅で生活する65歳以上の高齢者に、リフト付タクシーなどの初乗り料金（上限690円）を助成します。

🦖 高齢者緊急短期入所事業

要介護認定を受けていない方で、基本的な生活習慣が欠けていたり、対人関係が成立しないなどの社会適応が困難な高齢者を対象に、特別養護老人ホームの空き部屋などを利用して一時的に宿泊し、日常生活に対する指導、支援を行い、体調調整、要介護状態への進行を予防します。食費、居住費相当の利用者負担金が必要です。

🦖 緊急通報システム設置事業

65歳以上のみの世帯で、市の名簿（福祉票）に登載される病弱なため緊急時に対応することが困難な世帯にシルバーコールを設置します。

🦖 救急医療情報キット配布事業

65歳以上のみの世帯、日中独居老人などを対象に、緊急時の医療情報を迅速に伝えるための救急医療情報キットを、民生委員を通じて無料配布します。

🦖 ふれあいサロン事業

各まちづくり会館などで65歳以上の方を対象に、健康体操、手工芸、子どもとの交流など、高齢者の健康づくりと生きがいづくりになる事業を実施しています（食費などは自己負担）。

🦖 在宅介護ほっとひといき支援事業

要介護認定などを受けている方を対象に、年12回を限度に、市が委託した通所介護事業所での宿泊サービスを提供します。食費や利用料の一部は利用者負担が必要（条件により市が負担）です。

介護保険（問②）

🦖 介護保険の加入

市内に住所を有する方のうち、65歳以上全員が自動的に第1号被保険者となります。

※適用除外施設などに入所されている方は除く

🦖 介護保険の手続き

次のような場合、被保険者は必ず14日以内に健康体育課（福祉健康センター「すこやか」内）へ届出を行ってください。

こんなときは届出を	届出に必要なもの	
転入したとき	旧住所地の市町村で要介護認定を既に受けている方	旧住所地の市町村が発行した介護保険受給資格証明書
	上記以外の方	届出は不要
死亡したとき	介護保険被保険者証（返却）	
転出したとき		
市内転居したとき	介護保険被保険者証（訂正）	
氏名が変わったとき		
被保険者証をなくしたとき	介護保険被保険者証（再発行）	

🦖 所得段階別の介護保険料

基準額から、各人の年収に応じて保険料を設定します。保険料の年額は、表1：所得段階別介護保険料（26ページ）を参照ください。

🦖 介護サービスを受けるには

介護サービスを利用するためには、「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

ご希望の方は、健康体育課の窓口で要介護認定の申請をしてください。対象となるのは、65歳以上の第1号被保険者および40歳以上65歳未満の第2号被保険者で老化を原因とする一部の特定疾病の方です。

認定を受けた方は、どのようなサービスをどのくらい利用するのかという介護サービス計画を作ります。要介護1～5の方は指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）、要支援1・2の方は地域包括支援センターに計画の作成を依頼することができます。

🦖 介護保険料に関する減免制度

第1号被保険者かその人がいる世帯の生計中心者が災害などで甚大な被害を受けた場合や、その他特別な事情により収入が著しく減少した方は、介護保険料が軽減・免除される制度があります。

（次ページへ続く）

(続) 介護保険 (問①)

介護保険訪問介護サービス新規利用者の負担軽減

要介護認定を受けている方で、訪問介護を利用する低所得者を対象に、訪問介護サービスに係る費用の一部が助成されます。

居宅介護福祉用具購入費

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、対象となる費用（10万円まで）の7割～9割を支給します。

※申請は担当ケアマネジャーにご相談ください。

居宅介護住宅改修費

手すりの取り付けなどの住宅改修を行った場合、対象となる費用（20万円まで）の7割～9割を支給します。

※事前申請が必要となりますので、住宅改修前に必ず担当ケアマネジャーにご相談ください。

家族介護支援 (問②)

介護マークの配布

介護をしていることが分かりにくいことから起る誤解や偏見を防止するために作られた「介護マーク」をご希望の方に配布します。



介護マーク

表1 所得段階別介護保険料 (問①)

区分	対象者		基準月額	保険料率	年額保険料 (月額保険料)
	市民税	所得など			
第1段階	非課税世帯	老齢福祉年金受給者、要保護者、公的年金と合計所得金額の合計が80万円以下の方	5,600円	0.285	1万9,200円 (1,600円)
第2段階	非課税世帯	公的年金と合計所得金額の合計が120万円以下の方		0.485	3万2,600円 (2,717円)
第3段階	非課税世帯	上記以外の方		0.685	4万6,100円 (3,842円)
第4段階	課税世帯	本人非課税で公的年金と合計所得金額の合計が80万円以下の方		0.90	6万400円 (5,033円)
第5段階	課税世帯	本人非課税で上記に該当しない方		1.0	6万7,200円 (5,600円)
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方		1.2	8万600円 (6,717円)
第7段階	本人課税	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		1.3	8万7,300円 (7,275円)
第8段階	本人課税	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		1.5	10万800円 (8,400円)
第9段階	本人課税	合計所得金額が320万円以上420万円未満の方		1.7	11万4,200円 (9,517円)
第10段階	本人課税	合計所得金額が420万円以上520万円未満の方		1.9	12万7,600円 (1万633円)
第11段階	本人課税	合計所得金額が520万円以上620万円未満の方		2.1	14万1,100円 (1万1,758円)
第12段階	本人課税	合計所得金額が620万円以上720万円未満の方		2.3	15万4,500円 (1万2,875円)
第13段階	本人課税	合計所得金額が720万円以上の方		2.4	16万1,200円 (1万3,433円)

問①健康体育課 介護福祉係 ☎87-0888

問②地域包括支援センター「やすらぎ」 ☎87-0900

🐾 家族介護支援事業

介護の専門家がご家庭を訪問し、介護の悩みや介護方法について個別に相談指導を行います。おむつ交換の方法や車いすへの移動など、ご家庭にあった介護の方法をお教えします。

🐾 勝山市見守り事業

認知症等により徘徊の可能性のある方にQRコード付きの見守りシール（40枚）を配付し、迅速な連絡体制を整えます。

🐾 勝山市地域見守り事前登録制度

認知症等で行方不明になる可能性のある方の情報や写真を事前に登録することで、早期に対応できる体制につなげます。

高齢者の総合相談窓口（問②）

高齢者やその家族などの介護や認知症に関する相談や心配ごと、高齢者の権利擁護に関すること、健康や福祉、生活に関する事など高齢者に関することはなんでも、お気軽にご相談ください。

【地域包括支援センター「やすらぎ」】

☎87-0900

介護予防（問②）

🐾 地域いきいきボランティアポイント事業

40歳以上の方を対象に、高齢者に関するボランティア活動をポイント制にし、ボランティア活動を支援します。活動をして集めたポイントは、商品券等と引換を行います。（年間最大5,000円分）

🐾 認知症cafe

認知症の方を介護している方同士の交流や情報交換の場です。具体的な相談や対応方法などもお伝えしています。

🐾 介護予防教室

教室名	内 容
介護予防教室	地区サロンなどにおける介護予防に関する講座
健康長寿！一番体操教室	おもりを使った足腰を強くする体操
いきいきサロン	レクリエーションや体操などを中心とした介護予防教室

はつらつ教室	運動を中心とした介護予防教室（送迎あり）
フレイル予防教室	フレイルチェックや運動・口腔・栄養に関する講座 フレイルチェックやリモートでの継続的な運動指導

健康・保健

妊娠・出産・子育てに関する手続きや助成（問③）

🐾 こども家庭センター

母子保健・児童福祉両機能の専門職を配置し、連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から妊娠・出産から子育てまでの家庭に応じた切れ目ない相談や支援を行っています。

妊娠・出産に関する相談、子育てに関する相談（こどもの性格・しつけ・生活習慣・こどもの発達など）、こどもや家庭の相談（児童虐待、貧困、ヤングケアラーなど）を受け付けています。

また、支援を要する子ども・妊産婦へのサポートプランの作成を行います。

🐾 母子健康手帳(親子手帳)交付

母子ともに元気な状態で出産を迎え、お子さんがすこやかに成長していくため、妊娠・出産・育児の様子を記録する手帳です。お子さんの成長や予防接種の記録としても役立ちます。同時に各種受診券を交付します。

🐾 「出産連携支援」にここに妊婦奨励金

福井勝山総合病院で定期の妊婦健診を受け、出産支援体制により福井大学医学部附属病院など県内の医療機関で出産予定の妊婦に対して、奨励金を支給します。

🐾 妊産婦医療費助成

妊娠中や産後に医療機関や処方箋薬局にかかった時の医療のうち、保険適用分の自己負担分について、助成します。

🐾 出産・子育て応援金の交付

全ての妊娠・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう面談や相談支援を行うとともに、経済的支援を目的に「出産応援金」を5万円、「子育て応援金」を5万円支給します。（次ページへ続く）

(続) 妊娠・出産・子育てに関する手続きや助成 (問①)

❖ 妊婦あんしん登録事業

救急時・災害時・自家用車等で医療機関に行く手段がない場合、出産前に勝山市消防署・総務課に情報の登録を行い、迅速な搬送ができることを目的とします。

❖ 妊産婦バス無料券の交付

母子健康手帳の交付を受けた妊産婦の方(産後1年未満)は、勝山コミュニティバスおよび勝山大野広域路線バスを無料で利用できます。

❖ 養育医療費の助成

指定養育医療機関において、養育を必要とする未熟児に対し、医療費を助成します。

❖ 勝山市要保護児童対策地域協議会・児童虐待防止ネットワーク会議

児童福祉関係、保健、医療関係、教育関係、警察、地域などの関係機関が連携し、虐待を受けている子どもなどの要保護児童の早期発見、早期対応を図り、その適切な措置を図るために設置しています。

児童虐待については、関係機関に通告義務があることを徹底し、早期発見を図っています。

なお、電話による情報提供は24時間受け付けています。少しでも疑いがあればご連絡ください。

《連絡先》

勝山市こども家庭センター ☎88-8771

福井県総合福祉相談所 ☎0776-24-3654

※提供していただいた情報が間違いであっても、責任は問われません。また、情報提供者のプライバシーは絶対守られます

❖ 産後ケア (問②)

産後の心身ケア、育児協力が得にくい産婦への支援等を目的とした事業です。

出産した子が1歳になる前日までに7回(日)まで利用できます。

内 容	種 類	利用料	
◎産婦の健康管理や生活指導 ◎母乳相談や乳房ケア ◎沐浴や授乳などの育児指導や育児相談	通所型(産婦人科外来や助産院で受ける)	5回目まで 6・7回目	無料 500円
	訪問型(助産師が訪問し自宅等で受ける)	5回目まで 6・7回目	無料 1,000円
	宿泊型(病院で宿泊して受ける)	母子での利用	5回目まで 6・7回目 3,500円 6,000円
		母のみの利用	5回目まで 6・7回目 2,500円 5,000円

妊産婦・子どもの健康 (問②)

❖ 不育症・不妊治療費の助成

不育症や不妊症の検査および治療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、対象となる治療にかかった自己負担額を全額助成します。

❖ 妊婦の健康診査

妊婦の健康保持と異常の早期発見・早期治療さらに健診にかかる経費の経済的な負担の軽減を図るため、母子健康手帳に14回分の妊婦健診などの受診券綴を添付しています。

❖ 産婦の健康診査

産婦を対象に、福井勝山総合病院で行う健康診査受診券(産後2週間・1か月)を発行します。

❖ 新生児聴覚スクリーニング検査

出産後に医療機関で実施する、お子さんの耳のきこえに関する検査費用の一部を助成します。

❖ 乳幼児の健康診査 (問②)

受診の時期	受ける場所	備 考
1か月児 4か月児 9～10か月児	かかりつけの医療機関(時期の通知はありません)	妊婦乳児健康診査受診券綴の受診票を利用
1歳6か月児 3歳児、5歳児	福祉健康センター「すこやか」	時期が来たら通知します



乳幼児訪問（問②）

出産後、自宅での育児をサポートするため、保健師・看護師が訪問し、赤ちゃんの体重測定・育児の相談などを行っています。また乳幼児の子育てや発達などについての相談も行っています。

出産・子育てに関する教室・相談

教室に関しては個別に案内があります。

教室名	内 容
パパママさろん（問①） （妊婦および家族）	出産・育児の話、 沐浴などの育児体験
1～3か月児 子育て教室（問②）	身体測定、育児の話、 情報交換
もぐもぐごっくん教室 （4～6か月児）（問②）	身体測定、離乳食の話、 情報交換
すこやか育児相談 （乳幼児）（問②）	毎週水曜日 午前9時～11時30分 育児・離乳食に関する個別 相談

大人の健康（問②）

健康教育

生活習慣病の予防・健康の増進や改善についての各種健康教室を行っています。

詳しくは、広報・市ホームページなどでお知らせします。

教室名	内 容
すこやか健康講座	健康に関する講座、生活習慣病、歯など生活習慣病など健康に関する講座
健康運動教室	メタボ予防や健康づくりを目的とした、1時間程度の運動教室

訪問指導

生活習慣病予防の観点から、健康診査の結果などで生活改善が必要な方などを訪問し、健康に関する相談や指導を行います。

地域での健康づくり（問②）

保健推進員

市では、市民の健康保持・増進を目的として保健推進員を84人の方に委嘱しています。

保健推進員は、市民の健康づくりのお手伝いをするため、健康づくり事業のご案内や育児中のご家庭への訪問活動などを行っています。身近な相談相手として、お気軽にお話ください。

食生活改善推進員

市では、正しい食生活のあり方や調理技術など、食生活改善を普及することで市民の健康づくりに寄与することを目的に、食生活改善に熱意のある方95人に委嘱しています。

地域での健康づくりに関する行事などの活動にご協力いただいています。

予防接種（問②）

子ども対象の予防接種

市ではお子さんを病気から守るために、次の予防接種を実施しています。時期を逃さないよう、健康状態をみて、ぜひ受けましょう。

予防接種を受ける前は「予防接種と子どもの健康」を必ず読みましょう。予診票がお手元がないときは、健康体育課までご連絡ください。

高齢者肺炎球菌予防接種

①対象者

- ・市内に居住する65歳の方
- ・満60以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者として厚生労働省令で定めるもの

②接種期間 65歳の誕生日～66歳の誕生日前日
※ただし医療機関の診療日に限る

③接種方法 接種対象者証明書を持参し、医療機関で接種

④接種料金 3,820円
※生活保護世帯は事前申請により無料

⑤注意事項

- ・過去に肺炎球菌予防接種を受けた人は接種できません
- ・本人の明確な接種希望の意思を確認できない場合は接種できません
- ・施設入所などで市外の医療機関での接種を希望する方は、事前にご連絡ください
- ・公費負担で接種を受けた後で、接種日において対象者の資格を喪失していたことが判明した場合、市は費用の返還を求めます

（次ページへ続く）

(続) 予防接種 (問①)

🦋 インフルエンザ予防接種

<高齢者>

①対象者

- ・満65歳以上
- ・満60以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者として厚生労働省令で定めるもの

②接種期間 10月～翌年1月末

※詳細は広報などでお知らせ

③接種料金 1,840円

※生活保護世帯は事前申請で無料

<児童に対する助成制度>

中学生までの児童が、医療機関で受けた予防接種に対し、1回当たり1,000円を助成します。

※詳細は22ページをご覧ください

🦋 風しん抗体検査・予防接種

風しんの免疫が低い40代・50代を対象に令和7年2月28日までに限り風しん抗体検査・予防接種を無料で実施します。クーポン券を医療機関などに持参し、検査や予防接種を受けます。

①対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

②実施場所 全国の医療機関および健診機関

風しん抗体検査は、医療機関だけでなく職場健診や保険者が行う特定健診と同時に受診可能。

③接種費用 無料

🦋 帯状疱疹予防接種助成

①対象者 50歳以上の勝山市民

②助成内容 接種した費用の半額を助成 (上限額1万2,500円)

※生ワクチンは1回まで、不活性化ワクチンは2回まで(生涯の内)

③接種方法

- ・市内医療機関窓口で手続きし、費用の半額を支払って接種する
- ・市外医療機関で自費接種した領収書を健康体育課に持参し、半額分の接種費助成を申請

④注意事項 任意接種となりますので、かかりつけ医に相談の上、接種

がん検診 (問①)

市では、がん検診として集団検診と個別検診(医療機関検診)を行っています。40歳以上75歳未満の国保加入者以外の方は、がん検診の申し込みが必要です。検診実施期間中は、随時申し込みを受け付けますのでご希望の方は、お申し込みください。各検診内容は、表2のとおりです。

表2 がん検診(被保護世帯および市民税非課税世帯の方は、申請により自己負担金を減免)

検査項目	対象年齢	自己負担金	検査内容
肺がん	40歳以上	無料	胸部X線検査 ※必要な方には喀痰検査も実施
胃がん	50歳以上の前年度未受診者	1,000円	バリウムによる検査
		2,000円	胃カメラによる検査 ※医療機関でのみ実施
大腸がん	40歳以上	500円	採便による便潜血検査
子宮頸がん	20歳以上の前年度未受診者	1,000円	子宮頸部の細胞診
乳がん	40歳以上の前年度未受診者	1,000円	乳房X線撮影(マンモグラフィー)

表3 特定健康診査

健診名	対象者	自己負担金	実施方法
国民健康保険特定健診	40歳～74歳の勝山市民国民健康保険加入者	無料	集団健診 すこやかで実施
国民健康保険30代健診	30歳～39歳の勝山市民国民健康保険加入者	無料	
一般健康診査(*)	39歳以下の勝山市民で健診の受診機会がない方、被保護世帯の方	1,300円	医療機関健診 市内医療機関で実施
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度加入者	無料	

*被保護世帯および市民税非課税世帯の方は、申請により自己負担金を減免

問①健康体育課 健康増進係 ☎87-0888



- ①集団検診 すこやかで実施
※詳細日程は、広報でお知らせ
- ②個別検診 医療機関で実施

特定健康診査など（問①）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予防に着目した特定健診を行います。特定健診は、医療保険者に実施が義務付けられ、医療保険者ごとに、実施方法や自己負担金が設定されます。

勝山市および勝山市国民健康保険が行う健康診査の自己負担金などは表3のとおりです。

無料歯科健診（問①）

20・30・40・50・60歳の方および45・55・65歳の国保加入者を対象（受診券を送付）に、市内歯科医療機関で無料歯科健診を実施します。対象の方には個別に通知をしています。

肝炎ウイルス検査（B型・C型）（問①）

肝炎ウイルスの感染が判明した方が、必要に応じて保健指導などを受け、市内指定医療機関を受診し、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減または進行の遅延を目的に検診を行っています。

41歳になる方には個別に通知があり、無料で検査を受けることができます。

上水道・下水道

上水道

上水道料金（問②）

1か月（検針日から検針日までの間）の使用量の料金です。

■水道料金の計算

例）13mmのメーターで30㎡使用の場合

0～10㎡	1,265円（基本料金・税込）
10～30㎡	2,640円（@132円×20㎡・税込）
合 計	3,905円（1円未満切り捨て）

■水道料金の減免

天災その他の災害や、避けがたい事故などにより漏水があった場合などには、市の指定給水装置工事事業者が修繕した場合に料金の全部または一部が免除されます。

※融雪などに使用したための使用量の増加による減免はありません。また、給湯器などの給水用具から先の給湯管などから漏水の場合は、減免は受けられません。

水道使用などの申し込み（問②）

使用の中止や廃止を行う場合は手数料として1,100円（税込）が請求されます。

使用開始	水道を開栓し使用する場合、届出が必要
使用中止	水道を閉栓し使用を止める場合、届出が必要
使用者変更（名義変更）	継続して水道を使用するが、使用者が変更となる場合、届出が必要
使用廃止	家屋の取り壊しなどにより、水道を使用しなくなった場合は、事前の届出と給水装置の撤去（撤去にかかる費用は自己負担）が必要

※使用開始や中止などの際に立ち合いの必要はありません

水道の新設・改造・修繕（問①）

市では、適正な給水装置工事の施工を確保するために、指定工事店制度をとっており、給水装置工事は、指定給水装置工事事業者以外は施工できません。

指定給水装置工事事業者が設計から施工、改造工事に伴う諸手続きを、お客様に代わって行います。

漏水および白濁（問①）

①検針票の使用水量がいつもより多い、水道メーターが常時回っているなどの場合は、漏水の可能性あります。至急、指定給水装置工事業者に連絡し点検・修繕してください

②給水管の凍結破損を防ぐため、防寒対策を講じてください

③漏水時には、水道メーター横にある止水栓で水を止められます。積雪時でもメーターの場所がわかるようにしてください

※水道管などの事故のときは勝山市指定の緊急当番店（☎090-5682-4746）へ連絡してください

④水を透明な容器（ガラスコップ）にとり数秒間静置すると底部から徐々に透明になることがあります。このような白濁現象は空気の混入によるもので安全です

下水道（農業集落排水）

下水道使用料（農業集落排水処理施設使用料）（問②）

1か月の下水道等使用料は、水道使用水量・井戸使用水量に応じた使用料と、量水器使用料（井戸の場合のみ）の合計額です。

🍷 下水道使用料の計算

（例）30㎡ご使用の場合（井戸なし）

0～10㎡	1,353円（基本料金・税込）
10～30㎡	2,860円（@143円×20㎡・税込）
合 計	4,213円（1円未満切り捨て）

🍷 下水道使用料の減免

天災その他の災害や避けがたい事故などにより多量の漏水があった場合などには、市の指定給水装置工事事業者または下水道排水設備指定工事店

が修繕した場合に使用料の全部または一部が免除されます。

※融雪などに使用したための使用量の増加による減免はありません

排水設備の新設・増設・改築（問③）

市では、適正な排水設備工事の施工を確保するために、指定工事店制度をとっており、排水設備工事は、下水道排水設備指定工事店以外は施工できません。

下水道排水設備指定工事店が設計から施工、改造工事に伴う諸手続きを、お客様に代わって行います。

水洗便所など改造資金融資あっせんおよび利子補給（問②）

公共下水道および農業集落排水の処理区域の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事、市が浄化槽区域と定める地域で浄化槽を設置する工事にかかる改造資金の融資をあっせんし、市が定める上限利率以内の利子全額を利子補給として交付します。

※融資は市税等の滞納がないことが条件となっています

※融資の限度額は300万円、償還期間は84か月以内の月賦償還となります

合併処理浄化槽設置整備事業補助金（問②）

市内の定められた地区で合併処理浄化槽を設置する方に補助します。補助金の額は次のとおりです。

<7人槽の場合>

- ①合併処理浄化槽設置区域（指定区域・特別区域）
94万8,000円
- ②公共下水道・農業集落排水の認可区域でおおむね7年以上供用開始が見込めない区域（必要区域）
47万4,000円
- ③汲み取り槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、汲み取り槽の撤去費（上限9万円）単独処理浄化槽の撤去費（上限12万円）および宅内配管工事費（上限30万円）が上記補助金の額に上乗せされます。

問①上下水道課 上水道係 ☎88-8109 問②上下水道課 庶務・管理普及係 ☎88-8109
問③上下水道課 下水道係 ☎88-8109

すまい・環境

すまい

市営住宅・定住促進住宅の入居（問①）

🏠 入居者資格

①市営住宅

次のすべての条件を満たしている方。

- ・基準の収入を超えないこと
※公営住宅法上の世帯の月額所得が15万8,000円以下であること。ただし小学校就学前の子どもがいる世帯、高齢者（60歳以上）のみの世帯、障がい者の方（障がい者手帳の級が一定以上）がいる世帯、18歳未満の者が3人以上いる世帯は、公営住宅法上の世帯の月額所得が21万4,000円以下であること
- ・同居者がいること（一部条件付で単身入居可）
※現に同居し、または同居しようとする親族がある方。ただし世帯を故意または不自然に分離（合併）する方の申し込みはできません
- ・現在、住宅に困っていること（持ち家のある方は原則として申し込みできません）
- ・諸税（市税など）を滞納していないこと

②定住促進住宅

次のすべての条件を満たしている方。

- ・勝山市に定住するため住宅を必要とする者
 - ・現在、住宅に困っていること（持ち家のある方は原則不可）
 - ・諸税（市税など）を滞納していないこと
- ③市営住宅・定住促進住宅 共通事項
- ・暴力団員または同居しようとする親族が暴力団員である場合は入居不可
 - ・婚姻予定の方は挙式の3か月前から入居可
 - ・連帯保証人が1人必要

🏠 入居申し込み

①市営住宅入居申込書または定住促進住宅入居申込書（営繕課にあります）

②住民票（入居者全員、本籍・続柄入り）

③所得証明書（学生以外の入居者全員）

④納税証明書（所得のある方全員）

※婚約証明書（入居希望する方が婚姻の予定であ

るとき）

※パートナーシップ宣誓書受領証（交付を受けている方）

※身体障がい者の方や生活保護を受給されている方は、これらを証明する書類などが必要

※その他市が必要とする書類（申込者の状況に応じて異なる）

🏠 家賃

①市営住宅 入居される世帯の収入、住宅の広さ、築年数、立地状況などにより異なります

②定住促進住宅

階 層	家賃（月額）
1階・5階	1万7,000円
2階・3階	1万9,000円
4階	1万8,000円

🏠 敷金

①市営住宅 入居時家賃（月額）の3か月分

②定住促進住宅 入居時家賃（月額）の2か月分

🏠 駐車場使用料

①市営住宅 住宅ごとに異なります

②定住促進住宅 1区画 3,140円（月額）

※ただし12月、1月、2月の使用料は無料

🏠 その他

定住促進住宅は、家賃とは別に共益費（月額800円）が必要です。自治会費などは、住宅ごとに異なります。

住宅に関する助成制度（問①）

🏠 勝山市定住化促進事業補助金

定住人口増加を図るため、新築・中古住宅の取得やリフォームに要する費用の一部を補助します。

※①～④とも上記の他に要件があります

①新築住宅取得補助（市内業者の施工に限る）

対象	・50歳以下の方 ・転入者
補助金額	・土地を親族以外から購入または賃借する場合：100万円 ・自己所有の土地や親族から土地を購入または賃借する場合：50万円

（次ページへ続く）



(続) 住宅に関する助成制度 (問①)

②中古住宅取得補助

対象	・50歳以下の方 ・転入者
補助金額	・住宅購入費（土地代は除く）の1/10、上限50万円 ・取得時に行うリフォーム費（市内業者に限る）の1/10、上限50万円加算 ※子育て世帯や県外からの転入者が勝山市空き家情報バンク登録住宅を購入・リフォームする場合、それぞれ2/10、上限100万円とする

③多世帯同居リフォーム

対象	・多世帯同居を開始する方 ・同居世帯数を1以上増加させる方
補助対象工事	市内業者が行う多世帯同居に必要となる工事のうち、下記のいずれかに該当する工事 ・間取りの変更に関する工事 ・バリアフリー改修工事 ・設備の改修工事（太陽光発電設備を除く） ・同居人数の増加に伴う浄化槽の入替え工事（公共下水道および農業集落排水処理区域外に限る）
補助金額	補助対象工事の1/10、上限90万円

④中古住宅を賃貸するためのリフォーム

対象	中古住宅のリフォームを行い賃貸する所有者など ※市税などの滞納がない者
補助対象住宅	勝山市空き家情報バンクに登録する一戸建て住宅 ※改修後の延床面積の1/2以上が住宅用であること
補助対象工事	賃貸を目的として市内業者にて行う増築、改築、改装、修繕などのリフォーム工事。ただし増築、改築部分の床面積が既存住宅の1/2を超える工事を除く
補助金額	補助対象工事費の1/10、上限90万円

木造住宅耐震診断への補助金

木造住宅の所有者が委託する耐震診断・補強計画作成業務の診断費用の一部を補助します。

対象	市税の滞納がない方
対象住宅	市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法による一戸建て木造住宅（併用住宅の場合は、延床面積の1/2以上が住宅の用に供されているもの）で3階建て以下のもの
補助金額	①診断（一般診断法）4万6,000円（個人負担額5,000円） ②補強プランの作成 4万6,000円（個人負担額5,000円） ※①と②は原則セットでの申込となり、1個人負担は1万円。過去に耐震診断を実施された方は、②のみの受け付け可

木造住宅の耐震改修に対する補助金

勝山市が実施している耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の個人所有者に対し、耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

対象	市税の滞納がない方
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法による一戸建て木造住宅
対象工事	改修後の診断評点が改修前の診断評点を上回り、かつ次のすべてに該当する工事。 ・別に定める基準以上の耐震改修工事 ・耐震診断士*が補強計画を行ったもの ・耐震診断士が工事監理を行い、改修後の耐震性能について、工事完了後に耐震診断士の証明を受けたもの
補助金額	①全体改修 一般住宅：最大150万円（工事費の100%以内） 伝統的な古民家：最大237.5万円（工事費の100%以内） ②部分改修 最大150万円（工事費の100%以内）

*県の実施要綱の規定により登録を受けた福井県木造住宅耐震診断士

吹付けアスベスト調査事業補助金

民間建築物のアスベスト使用実態を把握し、その被害を未然に防止するため、アスベスト含有の有無などに係る調査に対して補助します。

事前に相談、申請手続きなどが必要です。詳細については、お問い合わせください。

対象建築物	①市内に所在する建築物であること ②吹付け建材が施工されていること（板状の建材は対象外） ③国による他の補助金などの交付を受けていないこと
補助内容	分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用。（消費税・地方消費税額を差引いた経費。限度額は25万円/棟）

❧ 勝山市克雪住宅推進事業補助金補助金

① 屋根融雪設備の設置費用の一部を補助

対象	対象住宅に居住するまたは工事完成後に居住を開始する個人所有者で、市税の納付が良好である方
対象工事	(熱電源式) 屋根に降った雪を熱エネルギーを利用して融雪する設備 (散水式) 井戸水を利用して融雪する屋根融雪設備(降雪センサーによる自動制御機能のあるもの)のうち、市内業者で設置されたもの
補助金額	設置に要する経費に1/6を乗じた額(上限30万円)

② 屋根雪を下ろさずとも安全であることが構造計算などにより確認できる住宅に対し、一般住宅と比べて増加する工事費の一部を補助

対象	対象住宅に居住するまたは工事完成後に居住を開始する個人所有者で、市税の納付が良好である方
対象工事	建築基準法施工例第86条の規定による積雪荷重に対して、屋根雪を下ろさずとも安全であることが構造計算などにより確認できる住宅
補助金額	一律50万円

❧ 屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金

屋根雪下ろし時の転落を防ぐ命綱固定アンカー等を設置する工事に要する費用を補助する制度です。

対象	市内の住宅等に居住する者または市内に住宅等を所有する者であって、市内業者に発注して補助対象工事を実施する者
対象工事	住宅等の屋根の雪下ろし時の転落事故を未然に防ぐことを目的に行う次のいずれかに該当する工事で、高さ2m以上の屋根部分(下屋があればその部分を含む)に対して実施するもの ① 命綱固定アンカー ② 転落防止柵の設置および取替工事 ③ 固定式昇降用はしごの設置および取替工事
補助金額	補助対象工事費に4/5を乗じて得た額(一棟当たり上限20万円)

❧ 勝山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

がけ崩れによる災害の恐れのある危険な場所から安全な場所へ住宅の移転をする方に、移転のための費用を補助する制度です。

事前に相談、申請手続きなどが必要です。詳細については、お問い合わせください。

対象区域	① 建築基準法第39条第1項または第40条に基づく条例により建築が制限される区域 ② 土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」
補助内容	① 住宅除却費補助 補助上限 木造3.1万円/㎡ 非木造4.4万円/㎡ ② 移転先住宅助成 金融機関から借り入れた資金の利子相当額を助成。 1戸当たり補助限度額421万円 (建物:325万円、土地:96万円) ※土地の取得を要しない場合の補助限度額325万円

❧ 勝山市ブロック塀等解体事業補助金

地震災害時のブロック塀等の倒壊被害の防止及び避難経路の確保のため、危険ブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助します。

対象	危険ブロック塀等の所有権を有する方
対象塀	調査の結果、危険と判断されるコンクリートブロック塀及び組積造の塀
対象工事	① 市内業者が施工する80センチ以上の危険ブロック塀等の除去工事 ② ①と同時に県産木材を使用した塀の建替え工事
補助金額	① 除去工事に要する費用の2/3(上限10万円) ② 除去及び建替え工事に要する費用の2/3(上限30万円) ※①②共、対象工事費は1メートルあたり8万円を限度とする。



(次ページへ続く)

(続) 住宅に関する助成制度 (問①)

❖ 老朽危険空き家の解体に対する補助金

防災、防犯上危険な老朽空き家の所有者に対して、解体工事に要する費用の一部を補助します。

対象者	・老朽危険空き家の所有権を有する方 ・老朽危険空き家の所有権を相続した方
対象 空き家	①老朽空き家 特定空き家または別に定める危険度の評点が100点以上の住宅 ②準老朽空き家 旧耐震基準の木造住宅で、別に定める危険度の評価点が25点以上100点未満の住宅
対象 工事	市内事業者が施工する解体工事
補助 金額	①解体工事に関する費用の1/3 (上限50万円) ②解体工事に関する費用の1/3 (上限30万円) ※①②とも、構造が木造以外(老朽空き家)、 延べ床面積が200㎡以上等の場合は、加算あり

❖ 空き家適正管理促進事業補助金

空き家所有者等に対して、福井県の登録を受けた事業者が提供する管理代行サービスに要した費用の一部を補助します。

対象者	市内の空き家の所有者等で当該空き家の管理代行サービスを利用する人
対象 管理代 行サー ビス	①外観調査②建物内部確認③内部換気 ④通水⑤郵便物確認⑥敷地内の草刈り ⑦空き家所有者等への報告 など
補助 金額	管理代行サービス費用の1/3 (上限3万6,000円/年、最大3年間)

❖ 勝山市空き家情報バンク

市内空き家の有効活用を目的に、空き家の情報を募集し、空き家の購入・賃借を希望する方に情報提供します。

※市ホームページで情報提供を行い、売買などの交渉・契約には市は直接関与しません

※宅地建物取引業者ではない空き家所有者は、宅地建物取引業者に仲介を依頼する必要があります

景観・都市計画

都市景観の届出 (問②)

勝山市景観条例に基づき、届出・手続きの内容と配慮すべき基準(景観形成基準)を定めています。

このため、都市景観の形成に大きな影響をおよぼす大規模建築物(建物、工作物、広告物)などや、本町通り、平泉寺地区などの景観形成地区において一定規模の新築、増築または外観の変更について実施する場合は、事前に届出が必要です。

屋外広告物の掲示許可 (問②)

屋外広告物を掲示するには許可が必要です。

県では、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき福井県屋外広告物条例を制定しており、設置許可など事務の一部を市が行っています。

低未利用土地等の譲渡所得控除に係る確認書交付 (問②)

「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置」の要件を満たす低未利用土地等を令和7年12月31日までの間に譲渡した場合、最大100万円の控除を受けることができます。市では、この控除を受けるために必要な「低未利用土地等確認書」の交付を行います。



詳細はこちら

国土利用計画法に基づく土地取引にかかる届出 (問②)

一定面積以上の土地取引を行ったときは、国土利用計画法に基づく届出を契約締結日を含めて2週間以内に行う必要があり、利用目的の審査が行われます。届出が必要となる土地取引面積は、次のとおりです。

都市計画区域	5,000㎡以上
都市計画区域外の区域	10,000㎡以上

勝山市立地適正化計画に係る届出 (問②)

都市再生特別措置法第108条第1項に基づき「都市機能誘導区域」外で誘導施設(病院、診療所、歯科診療所、高齢者福祉施設、一部の大規模小売店舗など)を整備する場合や「都市機能誘導区域」内の誘導施設を休廃止する場合「居住誘導区域」外での一定規模以上の住宅を整備する場合は行為を着手する日の30日前までに市へ届出が必要になります。

都市公園（問②）

勝山市において管理している都市公園等は以下のとおりです。

公園名	公園名
後町公園	新保第1公園
北部第1公園	新保第2公園
北部第2公園	毛屋公園
北部第3公園	猪野公園
北部第4公園	勝山駅西公園
南部第1公園 (ロケット公園)	中央公園
南部第2公園 (交通公園)	滝波公園 (お城公園)
南部第3公園 (カタツムリ公園)	荒土公園
南部第4公園 (きのこ公園)	あさひ公園
立川第1公園	長山公園
立川第2公園 (カブトムシ公園)	長尾山総合公園 (かつやま恐竜の森)
昭和町公園 (牡丹公園)	弁天緑地
刀清水公園	中島緑地
元町第2公園	元禄公園 (くじら公園)
片瀬第1公園	大清水公園
片瀬第2公園	大清水緑地
栄町公園	

勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金制度（問②）

歴史的まちなみや伝統行事が色濃く残る本町通りと、国史跡指定を受けている平泉寺町平泉寺の伝統的民家やその他の市内各地における歴史的建造物の景観保全を目的とし、地域の方の理解と協力をいただき「歴史的まちなみ景観創出事業補助

金制度」を進めています。

建物の外観や広告物、工作物などを伝統的工法やこれに準じたもので、景観に配慮し、創意工夫を行ったものに補助金を交付するものです。

補助の対象となる区域は、市内全域ですが、区域によって補助対象物件および補助限度額が異なります。



詳細はこちら

環境・衛生

愛犬の登録・登録変更（問③）

愛犬を飼った場合は、市町村へ届け出て登録しなければなりません。（狂犬病予防法第4条）

①登録の際に明記する事項

- ・所有者の氏名および住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名。以下同じ）、連絡先電話番号
 - ・愛犬の所在地 ・愛犬の種類
 - ・愛犬の生年月日 ・愛犬の毛色
 - ・愛犬の性別 ・愛犬の名 ・その他の特徴
- を明記しなければなりません。

②登録手数料 3,000円/頭

愛犬登録に変更事項があるときは、市民課の生活環境係までご連絡ください。

例) ・愛犬が死亡したとき

- ・飼い主の住所や所有者が変わったとき
- ・鑑札や狂犬病予防注射済票を紛失したとき

狂犬病予防注射（問③）

生後90日を経過した愛犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受け、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けなければなりません。

犬の所有者は、勝山市および福井県獣医師会で実施する集合注射、もしくは動物病院で必ず注射を受け、注射済票の交付を受けてください。

①狂犬病予防注射料金 2,750円/頭

※動物病院によって一部注射料金が異なる場合があります

②狂犬病予防注射済票発行手数料 550円/頭



すまい・環境

不法投棄110番（問①）

不法投棄物や不法投棄の行為者を発見した際にご連絡ください。

※土・日・祝日および夜間は勝山警察署へご連絡ください（☎88-0110）

ごみの分別（問①）

🗑️ ごみカレンダー

ごみの収集日は、ごみカレンダーでご確認ください。ごみカレンダーは、各まちづくり会館、コミュニティセンター、市民課でお渡しします。（無料）

♻️ リサイクル

家電（テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）を廃棄する場合、家電リサイクル法により適正な処理を行う必要があります。

また家庭用パソコンを廃棄する際にも、適正に処理してください。

道路上の動物の死体処理（問①）

市内の道路上で動物の死体を発見した場合は、その道路の管理者へ連絡をお願いします。

道路管理者の連絡先は次のとおりです。

なお私有地や私道上の動物の死体は、土地の管理者の責任で処理をお願いします。

中部縦貫自動車道	嶺北国道維持出張所 ☎0776-63-7200
国道・県道	奥越土木事務所 管理用地課 ☎66-8131
市 道	市民課 生活環境係 ☎88-8104

環境・衛生に関する助成制度（問①）

🗑️ 一般廃棄物集積場施設整備費補助金

1件5万円を超える一般廃棄物集積場を整備する地区に対し補助します。補助金の額は整備費から5万円を差し引いた額で限度額は5万円です。

🗑️ 一般廃棄物処理手数料の減免

天災など特別の理由により一般廃棄物を処理する必要が生じた場合には、処理手数料が減額または免除されます。

🗑️ 古紙等再資源化促進補助金

市内の団体などが古紙など（新聞紙、雑誌、ダンボール）の集団回収を実施した場合に補助します。

補助金額	回収団体 5円/kg 回収業者 2円/kg
------	--------------------------

🗑️ スズメバチ駆除補助金

市民に危害をおよぼすおそれのあるスズメバチの営巣の駆除費へ補助をします。

対 象	市内に住所を持ち、市内で土地・家屋を管理・所有する個人または自治会
補助金額	駆除費用の1/2以内（限度額5,000円）

🌱 勝山市エコ環境事業補助金

生ごみ処理機などの購入および植栽活動に取り組む団体に花の苗などの購入に対し補助します。

補助金額	①生ごみ処理機 購入額の1/4以内（限度額2万円） ②生ごみ処理堆肥化容器 購入額の1/2以内（限度額3,000円） ③花の苗など（*） 限度額2万円（年2回まで）
------	---

*4月～9月、10月～3月の期間内の申請に対し、それぞれ1回ずつ。なお花の苗などの補助金は「かつやまをきれいにする運動」の宣言団体が対象

公共施設の維持補修に関する助成制度（問②）

🗑️ 市道などに関する原材料の支給

支給要件	市道や生活用水路、公園などの公共施設の維持補修を地区の皆さんで行う場合に、必要な材料を支給（費用を負担）する。 限度額 1地区5万円
支給材料	生コンクリートや砂利など

🗑️ 市道等除雪活動費助成金

区などの除雪活動団体が市道または生活道路（私道）などを除雪機械で除雪する場合に、除雪活動費を助成します。

助成金の限度額は、除雪延長に応じて5,000円～2万円（雪害対策室・本部が設置された場合は2倍）です。

交通

公共交通機関に関する助成制度（問③）

❧ えちぜん鉄道回数券、定期券の助成

市内に居住する方、もしくは勤務先・学校が市内にある方が、えちぜん鉄道を利用するとき、助成が受けられます。

種 類	助成金額
回 数 券	購入費の10%
通勤定期・1か月通学定期	購入費の5%
3か月定期・6か月定期	購入費の10%

助成を受けようとする方は、えちぜん鉄道の有人駅で、購入時に交付申請書を提出してください。

❧ えちぜん鉄道団体利用助成

市内に居住する方で構成する10人以上の団体が、勝山駅、比島駅、発坂駅、保田駅、小舟渡駅、越前竹原駅でえちぜん鉄道に乗降する場合、助成が受けられます。

助成を受けようとする団体は、あらかじめ団体利用などのお申し込みをえちぜん鉄道へ行い、乗車券購入時に申請書を勝山駅へ提出すれば団体料金の41%が助成されます。

❧ コミュニティバス運行事業

コミュニティバス（ぐるりん中部方面、ぐるりん南部方面、北郷方面、鹿谷方面、荒土方面、野向方面、北谷方面、平泉寺方面、猪野瀬方面、遅羽方面）の料金は、距離に応じて1乗車大人も子どもも100円または200円で利用しやすくなっています。

また、遠距離通学の小中学生がバスで通学しやすくする体制づくりのため、通学定期（1か月2,000円）を設定しています。

❧ 京福バス勝山大野線・勝山市内区間利用促進事業

市内に居住する方が、京福バス勝山・大野線の【福井勝山総合病院から下荒井までの区間】の200円を超える区間で補助券を提出すると、割引料金でご利用いただけます。補助券は市役所または各まちづくり会館、各コミュニティセンターで配布しています。

❧ 高齢者運転免許証自主返納支援事業

高齢者同士の交通事故や高齢者が加害者となる悲惨な交通事故の減少を目指すため、高齢者の運転免許証自主返納を推進しています。

対象者	運転免許証を自主返納した満65歳以上の勝山市民
支援内容	市内コミュニティバスおよび京福バス勝山・大野線（市内区間の乗降に限る）の永久無料乗車券の交付
手続きの流れ	警察署等で運転免許証を返納し「申請による運転免許の取消通知書」を受け取り、未来創造課まで持参

※勝山警察署および運転者教育センターでは、自主返納手続きと同時に上記支援事業の申請ができます

交通安全に関する助成制度（問①）

❧ 自転車用ヘルメット購入費補助金

1人につき年1個まで、自転車用ヘルメットの購入に対し補助します。

対象ヘルメット	・安全基準を満たす認証マーク（SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク等）が確認できるヘルメット ・令和6年3月以降に購入したヘルメット（申請は購入から2か月以内）
補助金額	購入金額の1/2以内（限度額2,000円）



交通災害共済（問①）

交通災害共済制度は、不測の交通事故に備えて市民が掛金を出し合い、お互いに助け合うことを目的としています。

❖ 共済加入について

- ①共済掛金 500円/人
- ②加入資格 申込時に住民票が勝山市にある方
- ③共済期間 4月1日～翌年3月31日（途中加入の方は加入日の翌日～3月31日）

なお加入申込者が共済期間開始前に加入の取り消しを申し出た場合、または死亡した場合は加入申込者または納入者の請求により還付します。

❖ 交通事故にあったら

交通事故にあった場合、必ずすぐに警察に届けて現場の調査を受けてください。

自転車などの自損事故の場合も、必ず警察に届けてください。

❖ 対象となる交通事故

日本国内で次の交通機関の運行に伴う接触、衝突、転落その他の事故による人の死傷。

- ①自動車、原動機付自転車、自転車、路面電車など
- ②電車、旅客機、旅客船など
- ③身体障がい者用車いす（道路上で使用中の事故）

※乳母車を押している場合や電動三輪車に乗っている場合の単独事故または歩行中の転倒などによる事故は、見舞金の対象となりませんのでご注意ください

❖ 災害見舞金

表4を参照。

❖ 見舞金の支払制限

- ①自殺または故意による場合は支払われません
- ②交通事故が天災などで発生した時や飲酒・無免許運転または重大な過失（著しい速度の超過など）による場合は、見舞金の全部または一部が支払われないことがあります

❖ 見舞金の請求期間

見舞金は災害を受けた日から2年以内に請求してください。

❖ 交通遺児援助一時金

共済加入者の父または母が交通事故により死亡した場合、その遺児（義務教育終了前の子）に対し、一時金として1人につき20万円が支給されます。

表4 災害見舞金

等級	死亡または障害の程度	共済見舞金
1等級	死亡	100万円
2-1等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第1に掲げる介護を要する後遺障害および別表第2の等級区分第1級の各号に掲げる後遺障害に該当するもの	
2-2等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第2の等級区分第2級から第4級までの各号に掲げる後遺障害に該当するもの	80万円
3等級	1年以上の治療を要する傷害で、入院60日を含む実治療日数180日以上のもの	30万円
4等級	6月以上の治療を要する傷害で、入院30日を含む実治療日数90日以上のもの	15万円
5等級	3月以上の治療を要する傷害で、入院7日を含む実治療日数45日以上のもの	8万円
6等級	2月以上の治療を要する傷害で、実治療日数30日以上のもの	7万円
7等級	1月以上の治療を要する傷害で、実治療日数7日以上のもの	5万円
8等級	1週間以上の治療を要する傷害	2万円

防災・消防

防災・防犯

「避難行動要支援者登録制度」とは？ (問②③)

災害の発生が予想されるときや災害発生時に、自力で避難することに支障が生ずるおそれのある人に対して、地域の中で協力しあい、支援を受けられるようにする登録制度です。

登録対象となる「避難行動要支援者」の基準は表5のとおりです。

「避難行動要支援者登録」の方法は？ (問②③)

指定された登録用紙に必要事項を記入し、区長

を通じて市の避難行動要支援の担当（まちづくり会館、コミュニティセンター）に提出してください。

登録の際には、地域の自主防災組織など（区長など）に登録内容を提供することに同意いただくことになります。

自主防災組織育成事業補助金 (問③)

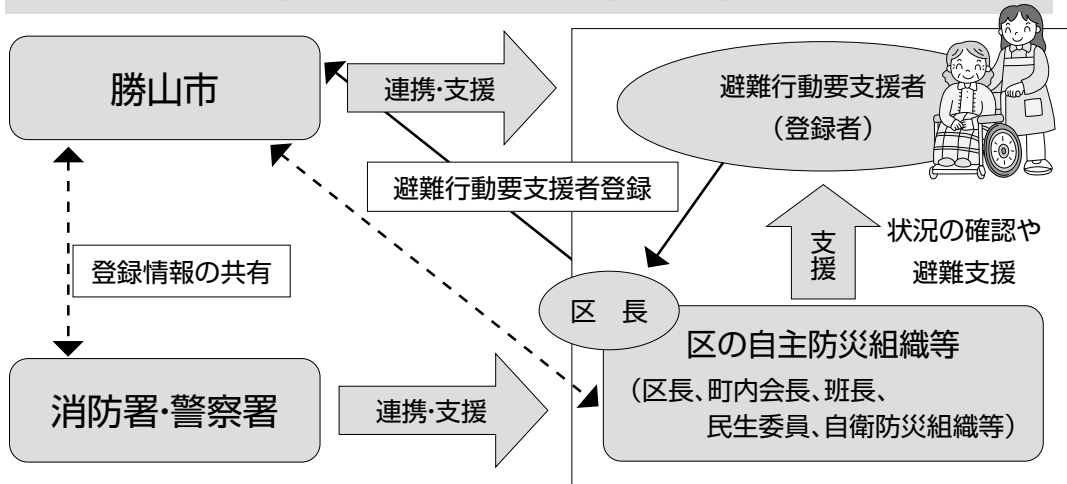
防災体制の向上を促進するため、自主防災組織の設立に対する補助や組織力強化を目的とした活動や備品購入、防災資機材および除雪機購入に対し補助します。

補助対象	・区
	・複数の区の連合体組織
補助金額	・町内会（概ね200世帯以上の区で70世帯以上の町内会または町内会の連合体組織）
	表6（42ページ）を参照

表5 登録対象となる「避難行動要支援者」の基準（地域防災計画 抜粋）

要介護者	要介護3～5の者	
高齢者	65歳以上の人のみで構成する高齢者世帯のうち 要支援1・2 要介護1・2の者	
障害者	身体障害者	身体障害者手帳1～2級
	知的障害者	療育手帳A1～A2
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1～2級
支援希望者	上記に掲げる者のほか、特別の事情を有する者（老老介護、日中独居、病弱者など）で、支援を希望する者	

避難行動要支援者登録名簿の活用イメージ



問②福祉課 社会福祉係 ☎87-0777 問③総務課 危機管理防災係 ☎88-8125

勝山市緊急メールサービス（問①）

市民の皆さんの安全を守るため、防災情報や気象警報など、市内に関する緊急情報を希望される方の携帯電話などへメールを配信します。

種類	内 容
防災情報	災害時の避難指示などの緊急情報
気象情報	勝山市に関する気象警報
火災情報	市内で発生した火災について、時刻と地区名を送信（個人名・詳細な地番などはプライバシーの問題から伏せます）
クマ情報	クマの出没について時刻・場所・状況など
安全安心情報	不審者情報など市民の安全安心に関わる情報

①登録方法

勝山市のホームページから「緊急メールサービス」リンクへアクセスしてください

アドレス <http://katsuyama.mail-dpt.jp/>

「緊急メールサービス」ホームページにて

QRコード



仮登録用QRコード

このコードから空メール送信で登録画面へ進めます。

②注意事項

- ・当サービス申し込みは無料ですが、メール送受信の通信料は個人負担となります
- ・携帯電話のメール設定によっては、緊急メールが受信できない場合があります。その際は、受信設定を見直してください

勝山市防災情報音声一斉配信サービス（問①）

勝山市が発令する「防災情報」を音声に変換し、登録いただいた「固定電話」や「スマートフォン」に「防災情報」を音声で一斉配信します。

対 象	・災害時に特に支援を必要とする方
費 用	無料
配信内容	①勝山市域の避難指示や避難所開設などの情報 ②その他特別に必要と判断された防災に関する緊急情報

①登録方法

総務課危機管理防災係の窓口（市役所2階）にて受け付けいたします

表6 自主防災組織育成事業補助金

補助金名		補助率等	限度額	備考
設立事業補助金		定額補助	3万円	設立時
備品購入事業補助金	防災資機材	2/3	20万円	随時 ※補助を受けてから5年経過した場合は、再び補助を受けることができる
	除 雪 機	10/10	75万円	随時 ※75万円を超える額については、防災資機材からあてることができる ※補助を受けてから5年経過した場合は、再び補助を受けることができる
活動事業補助金 (設立時以降毎年)		世帯割数	1万円	1～50世帯
			2万円	51～100世帯
			3万円	101～200世帯
			5万円	201世帯以上

問①総務課 危機管理防災係 ☎88-8125



もし地震が起きたら（問①）

❖ 屋内にいたら

テーブルや机の下に逃げ込んでその脚部分を押さえましょう。さらに、ドアを開けるなど脱出路を確保し、懐中電灯なども確保しましょう。

❖ 屋外にいたら

空き地などの安全な場所に避難しましょう。

指定緊急避難場所 (表7 44ページ)	地震が発生した場合は、最寄りの指定緊急避難場所にすばやく避難してください
一時避難所 (表8 44ページ)	避難者の人数が少数で一時的に滞在する必要があると判断した場合に開設する施設
予備施設 (表8 44ページ)	一時避難所・拠点避難所が使用できないあるいは収容しきれない場合に使用する施設
拠点避難所 (表9 45ページ)	避難者の人数が多数で避難が長期化すると判断した場合に開設する施設 例) 地震など大規模災害時

❖ NTT災害用伝言ダイヤル（171番）

地震などの災害が発生し、被災地への電話がつながりにくくなった場合にNTTの災害伝言用ダイヤルが提供されます。事前の契約は一切不要で、通常の電話料金で利用できるため、被災地内に住んでいる家族や知り合いの安否情報に役立ちます。このサービスの提供開始は地震発生後、テレビやラジオをとおしてお知らせします。

伝言の録音	「171」をダイヤル→ガイダンスに従い「1」をダイヤル→ガイダンスに従い自分の電話番号をダイヤル→ガイダンスに従いメッセージを吹き込む
伝言の再生	「171」にダイヤル→ガイダンスに従い「2」をダイヤル→ガイダンスに従い→相手の電話番号をダイヤル→相手のメッセージが流れる

❖ 被害拡大を防ぐには

- ・火元の確認と初期消火に努め、避難する際には、電気ブレーカーを落としましょう
- ・被災地では、救急・救助活動や消火活動のため、交通規制が行われます。自家用車での避難は、厳禁です
- ・体の不自由なお年寄りや身体障がい者の方、妊婦や小さな子どもなどは、避難の際に周囲の手助けが必要です

災害により避難所が異なります（問①）

地震（震度5弱以上）が発生した場合と風水害や土砂災害などの災害が発生した場合では避難所が異なりますのでご注意ください。

①地震（震度5弱以上）発生時

自主的に指定緊急避難場所などに集合の後、指定避難所に避難してください。市職員、施設管理者が建物の安全を確認した後、指定避難所を避難所として開設します。

②風水害、土砂災害などが発生またはそのおそれがある場合

市から警戒レベル3「高齢者等避難」警戒レベル4「避難指示」を発令し、避難所を開設します。

避難情報は防災行政無線や勝山市緊急メールサービス、NHKなどのテレビ放送、区長を通じた連絡、広報車や音声一斉配信サービスなどでお伝えしますので、その内容を確認して避難してください。また避難所へ避難した後は、市職員、施設管理者の指示に従って行動してください。

③5段階の警戒レベルととるべき行動

警戒レベル1 (心構えを高める)	数日中に警戒級の大雨が降るという予報
警戒レベル2 (避難行動の確認)	洪水や大雨、河川氾濫などの注意報
警戒レベル3 (高齢者などは避難)	高齢者等避難や大雨・洪水警報
警戒レベル4 (安全な場所へ避難)	避難指示、土砂災害警戒情報
警戒レベル5 (命を守るための行動)	緊急安全確保、大雨特別警報

非常持出品の準備は万全ですか（問①）

- ☐ 救急医療品（常備薬も忘れずに）
- ☐ 非常食（乾パン、缶詰、水など火を通さなくて食べられるもの）
- ☐ 衣類 ☐ 貴重品 ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯ラジオ
- ☐ その他便利なもの（包装ラップ、ビニールのごみ袋、携帯用ウェットティッシュ、携帯カイロ、マスク、体温計、消毒液など）

防災・地震ハザードマップ（問①）



勝山市公式ホームページで公開しています。



防災・消防

可能な場合は親戚や友人宅への避難を検討してください。

表7 指定緊急避難場所(地震発生時に自主的に避難する場所)

中央公園	勝山南部中学校グラウンド	村岡小学校グラウンド	北部第4公園
神明神社	あさひ公園	刀清水公園	新保第1公園
成器西小学校グラウンド	片瀬第1公園	滝波公園	新保第2公園
勝山高校グラウンド	片瀬第2公園	JA福井県勝山支店 駐車場	北郷小学校グラウンド
元町第2公園	毛屋公園	平泉寺小学校グラウンド	鹿谷小学校グラウンド
後町公園	猪野公園	かつやま子どもの村小・ 中学校グラウンド	勝山北部中学校グラウンド
栄町公園	立川第1公園	野向小学校グラウンド	三室小学校グラウンド
成器南小学校グラウンド	立川第2公園	荒土小学校グラウンド	長尾山総合公園
南部第1公園	浄化センター	荒土公園	弁天緑地
南部第2公園	長山公園	北部第1公園	中島緑地
南部第3公園	長山グラウンド	北部第2公園	昭和町公園
南部第4公園	勝山中部中学校グラウンド	北部第3公園	成器南幼稚園グラウンド
株式会社ダイナム 福井勝山店			

表8 一時(いっとき)避難所、予備施設

地区名	一時避難所	予備施設
平泉寺地区	平泉寺まちづくり会館	平泉寺児童館
猪野瀬地区	猪野瀬こうみん館	—
勝山地区	勝山市教育会館	勝山市民会館
村岡地区	村岡まちづくり会館	—
野向地区	野向町コミュニティセンター	野向児童館
荒土地区	荒土まちづくり会館	荒土児童ホール
北郷地区	北郷まちづくり会館	—
鹿谷地区	鹿谷まちづくり会館	鹿谷児童センター
遅羽地区	遅羽まちづくり会館	遅羽児童館
北谷地区	北谷町コミュニティセンター	かつやまこどもの村小・中学校



可能な場合は親戚や友人宅への避難を検討してください。

表9 拠点避難所

対象地区	拠点避難所
平泉寺地区	平泉寺小学校（体育館）
猪野瀬地区（片瀬、片瀬町を除く）	林業者健康トレーニングセンター
立川町、元町2・3丁目	成器南小学校（体育館）
旭町、旭毛屋町、（片瀬、片瀬町）	勝山南部中学校（体育館）
片瀬、片瀬町	市民交流センター
昭和町、沢町1・2丁目	成器西小学校（体育館）
昭和町他	ジオアリーナ
本町、元町1丁目	教育会館
五本寺、黒原、栃神谷、暮見、寺尾、浄土寺、長山町、郡町（バイパスから北）	村岡小学校（体育館）
滝波町1～4丁目、郡町1・2丁目、芳野町、栄町	勝山中部中学校（体育館）
滝波町5丁目、郡町3丁目	生涯学習センター「友楽喜」
北谷地区	北谷町コミュニティセンター
野向地区	野向小学校（体育館）
別所、細野口、北新在家、松田、田名部、清水島、布市、細野、北宮地	荒土小学校（体育館）
松ヶ崎、新保	B&G海洋センター
堀名中清水、西妙金島、妙金島、伊波	勝山北部中学校（体育館）
北郷地区（西妙金島を除く）	北郷小学校（体育館）
鹿谷地区	鹿谷小学校（体育館）
遅羽地区	三室小学校（体育館）

り災証明が必要なとき（問①）

損害保険金の請求、税の減免申請などで、り災証明が必要なときは総務課危機管理防災係で用意する用紙（保険会社などの指定がある場合はその用紙）に必要事項を記入のうえ、総務課危機管理防災係まで提出してください。

防犯に関する助成制度（問②）

公衆街路灯電気料および設置補助金

区で設置した公衆街路灯（県設置分も含む）の電気料を補助します。補助金の額は、1年間の公衆街路灯電気料の1/2です。

また区が新たに設置または取り替えるLED街路灯に補助します。

補助金額は、公衆街路灯器具代および取付費の1/2（1灯あたり2万8,000円が上限）ポール代およびポール設置費の1/2（1基あたり2万5,000円が上限）の100円未満切り捨てです。

問①総務課 危機管理防災係 ☎88-8125 問②総務課 行政係 ☎88-1116



消防

もし火災が起きたら！！

- ①大声で「火事だ！」と叫び、家族や隣近所に知らせ、119番通報をしてください
- ②水や消火器だけでなく、濡らした座布団、バスタオル、毛布などで火をおおうなど、手近なものを活用するなどして初期消火に努めましょう
- ③天井まで火が移ったら消火できません。すみやかに避難してください

消防車を呼ぶときは119番 携帯電話、スマートフォンでも119番

落ち着いて次のことをはっきりと伝えてください。

- ①住所、名前を正確に（目印となる建物があればその名前も）知らせてください
※携帯電話、スマートフォンで119番をかけている場合は、「市町名」を知らせてください
- ②火災の状況を、何がどれだけ燃えているか、分かる範囲で知らせてください
- ③負傷者がいれば、その人数やケガの程度、逃げ遅れた方がいるのかなどを知らせてください
- ④いざというときのために、電話機の前にあなたの住所、名前、電話番号、目標物を書いたものを貼っておきましょう

消防車が来るまでは

- ①お年寄りや子ども、病人をまず安全な場所へ避難させてください
- ②人命を第一に考え、避難したら出火建物へ絶対に戻ってはいけません
- ③燃えている建物などの場所が分かりにくい場合は、消防車を誘導する案内人を出してください

【火災発生時のお問い合わせ先】
☎88-5100

救急車を呼ぶときは119番 携帯電話、スマートフォンでも119番

落ち着いて次のことをはっきりと伝えてください。

- ①住所、名前を正確に（目印となる建物があればその名前も）知らせてください
※携帯電話、スマートフォンで119番をかけている場合は「市町名」を知らせてください

- ②急病なのか事故なのかを知らせてください
- ③病人（ケガ人）の性別・年齢と、症状などの状況を知らせてください
- ④病人（ケガ人）が複数の場合は、その人数を知らせてください
※通報後も、必要なときは消防署から折り返し問い合わせをすることがあります

救急車が来るまでは

- ①必要なときは、人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血などの応急手当をしてください
- ②救急発生場所が、分かりやすいように近所に案内人を出してください

【救急講習の申し込み先】
☎88-0400

火災予防の届出、防火相談 (①～② 問①、③～⑦ 問②)

火災予防のために、次のようなときはあらかじめ消防署に届け出てください。

- ①火入れ、水路の断・減水を行うとき
- ②消防車の通行や消防活動に支障をおよぼす工事や催し物などを行うとき
- ③事業所などでガソリン（40ℓ以上）、灯油・軽油（200ℓ以上）、重油（400ℓ以上）などの少量危険物を貯蔵または取り扱うとき（個人の住宅においてはガソリン100ℓ以上、灯油・軽油500ℓ以上）
- ④40kg以上の圧縮アセチレンガス、300kg以上の液化石油ガス、その他大量の毒・劇物を貯蔵または取り扱うとき
- ⑤劇場以外の学校や集会場、体育館などで演劇や映画を行うとき
- ⑥消防用設備などの設置を行うとき
- ⑦事業所などの防火管理制度についてのご相談

【住宅用火災警報器の相談先】
☎88-0400

り災証明が必要なとき（火災）（問②）

火災の被害にあわれて、火災保険の請求、税の減免申請のため、り災証明が必要なときは消防署で発行します。

その他の地震・水害などの災害によるり災証明は総務課へ問い合わせてください。

消防に関する助成制度（問①）

🔥 消火栓器具一式購入補助金

新設された消火栓に、消火栓用ホース1本・管鎗1本・金属製屋外用格納箱の一式を購入した区に、購入価格の2/3を補助します。

また、10年以上経過した格納箱更新時には、購入価格の2/3を補助します。

🔥 消防用ホース購入補助金

結合口径65mm、長さ20mの平ホースで、消防法令適合品を購入した区に、小型動力消防ポンプ用ホースは1台につき3本、消火栓用ホースは消火栓器具一式に対し1本を限度に、購入価格の2/3を補助します。

🔥 ホース乾燥柱設置補助金

20mホースなどが乾燥できる乾燥柱を新設された区に、工事費の1/3以内（限度額10万円）を補助します。ただし、前回補助から20年以上経過したものに限りません。

🔥 小型動力消防ポンプ格納庫整備補助金

小型動力消防ポンプの格納に必要な面積を有し、木造やブロック造り等で新築・改築した区に、総工事費の1/3以内（限度額15万円）を補助します。ただし前回補助から20年以上経過したものに限りません。※事前に消防署にご相談ください

消火器のリサイクル（問②）

消火器は、市の施設で処理できません。下記の方法によりリサイクルしてください。

A. 特定窓口へ回収を依頼もしくは持ち込む

※リサイクル料金、運搬費用、保管費用が必要です

特定窓口はこちらから検索▶

（消火器リサイクル推進センター）



B. 指定引き取り場所に持ち込む

福井県内の指定引取場所

（株）武生環境保全（越前市家久町2-45-1）

☎0778-22-1044

C. ゆうパックによる回収を依頼する。

※リサイクルシールが貼ってある消火器はリサイクル料金が必要ありません。

※詳しくは消火器リサイクル推進センターにお問い合わせください

労働・産業

労働

融資制度（問③）

①市民生活安定資金

市内に原則として1年以上住所を有する方に生活資金の融資を行います。

窓 口	越前信用金庫 市内各支店
限度額	1人200万円以内
期間・利率	3年以内 年1.6% 7年以内 年1.9%

②勤労者生活安定資金

市内に住所を有する勤労者の方に生活資金の融資を行います。

窓 口	北陸労働金庫 奥越支店
限度額	1人200万円以内
期間・利率	3年以内 年1.6% 7年以内 年1.9%

③共通事項

※利率は変動することがありますので各窓口へお問い合わせください

※取扱金融機関の審査（融資の目的、返済計画など）により融資できない場合がありますので、詳細については、取扱金融機関でご相談ください

求人・求職（問③）

求職者に対する職業相談や紹介、求人の受理（取り次ぎ）を行います。求人検索装置により最新の求人情報を提供しています。詳細は、窓口へお気軽にお問い合わせください。

勝山市地域職業相談室

「マイワークかつやま」

片瀬町1丁目402

市民交流センター 2階

☎88-1286



詳細はこちら

問③商工文化課 商工振興係 ☎88-8105



高齢者の仕事（問①）

健康で働く意欲のある高齢者に仕事を提供しています。公共・企業・一般家庭の軽作業を対象としています。お気軽にお問い合わせください。

公益社団法人勝山市シルバー人材センター
本町1丁目9-40 ☎88-1881

人材確保に関する奨励金

医療、介護、障害福祉人材確保奨励金（問②③）

令和6年4月1日以降に採用された方で次に該当する方に対し奨励金を交付します。

- ①市内医療機関に勤める看護師・准看護師・薬剤師
- ②市内介護サービス事業所の介護サービス従事者
- ③市内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者

交付金 30万円（年10万円を3年間交付）

産業

中小企業を支援する融資・助成制度（問①）

①～③の融資の取扱金融機関は、福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・越前信用金庫の市内の各支店です。詳細は、取扱金融機関でご相談ください。

①中小企業振興対策資金

対象者	市内で引き続き6か月以上同一事業を営んでいる事業者
限度額	設備資金 3,000万円 運転資金 1,000万円 設備・運転併用 3,000万円
期 間	5年以内・7年以内・10年以内 ※据置期間1年以内

②小規模企業振興対策資金

対象者	従業員数20人以下（商業またはサービス業は5人以下）で、かつ市内で引き続き6か月以上同一事業を営んでいる事業者
限度額	設備資金 1,000万円 運転資金 1,000万円 設備・運転併用 1,000万円 ※原則として福井県信用保証協会の保証を付すこととし、その保証残高が2,000万円の範囲内とする
期 間	7年以内 ※据置期間6か月以内

③新規開業資金

対象者	新たに市内で小規模事業を営もうとする方
限度額	設備資金 1,500万円 運転資金 1,000万円 設備・運転併用 2,000万円 ※運転資金は1,000万円以内
期 間	5年以内・7年以内・10年以内 ※据置期間1年以内

中小企業振興対策資金等利子補給金

対象者	市の各種融資制度および小規模事業者経営改善資金（マル経融資）のいずれかを受けた事業者で、1事業者に対し1件の融資を対象とする
補給額	融資利率の1/2に相当する額
期 間	融資を受けた日から起算して3年

中小企業人材育成助成金

「ふくい産業支援センター」などの行っている人材育成に関する講座（新入社員研修および資格取得講座は除く）を受講した場合、受講にかかる経費の一部を助成します。

対象者	市内に住所を有する中小企業（資本金1億円以上の企業、国県など他の助成制度利用者は除く）
補助対象額	受講料および指定のテキスト代の1/2以内
限度額	1講座あたり5万円 1事業者あたり年間10万円

勝山市インキュベート施設

市内で情報関連産業などを創業しようとしている方への支援・育成施設「勝山市インキュベート施設」（市民交流センター内）を貸与します。

対象者	情報関連産業、専門・技術サービス業、無店舗小売業など
利用期間	入居開始から3年間、最長2年間延長可能
設 備	冷暖房設備、電話回線
利用料	6,600円/月 ※電気料金、電話料などは実費

この他、事業者の育成と企業の立地促進を図るために「企業振興助成金制度」を設けています。



問①商工文化課 商工振興係 ☎88-8105 問②健康体育課 健康増進係・介護福祉係 ☎87-0888
問③福祉課 社会福祉係 ☎87-0777

🍷 商業施設出店促進事業補助金

市内の空き地または空き家（空き店舗）を活用して新規に出店しようとする事業者または新分野に進出しようとする方に対し、費用の一部を補助します。

勝山商工会議所から事前に創業計画などの指導を受け、事業計画を策定する必要があります。
※勝山商工会議所の創業塾などを受講し商工会議所から推薦を得ることが必要

対象者	新規に物品販売、飲食、サービスの提供などを行う商業施設を営もうとする方、または新分野に進出しようとする方
補助額等	①店舗改修等工事費補助 店舗改修等の工事費の1/2以内 ※都市機能誘導区域への出店または観光の産業化に資する商業施設については補助額を加算 ②土地・建物賃借料補助 店舗部分の土地建物の賃借料（年間支払額）の1/2以内（年度ごとに申請が必要）
限度額	①100万円 ※女性または申請時に39歳以下の者については120万円 ②月額5万円（対象期間3年間） ※女性または申請時に39歳以下の者については月額6万円

🍷 まちなか賑わい創出事業補助金

市内の意欲ある商業団体らが行うまちなかの賑わいを創出し地域経済の活性化を図る事業に対し、費用の一部を補助します。

対象者	・商店街振興組合 ・市内の5店舗以上が会員となっている商業団体（5年程度の事業計画を策定し継続的に活動する団体）
補助対象事業	①施設整備事業： 街路灯、共同駐車場など、市の商業振興に役立つ施設整備で費用が30万円以上の事業 補助対象経費の1/2以内 ②活性化事業： 新規に行うイベントや商店街マップ作成などの事業で、売り上げ向上および集客促進につながる10万円以上の事業 補助対象経費の1/2以内 ※団体の運営費、食糧費、人件費などは対象外
限度額	①750万円 ②50万円

🍷 おもてなし宿泊施設活性化促進事業

市内事業者が、県内外からの誘客を促進し、観光産業の推進を図ることを目的とした施設改修の費用の一部を補助します。

補助対象額	補助対象事業費の2/3以内
限度額	300万円

🍷 おもてなし商品開発等支援事業補助

市内の地場商品・特産物や恐竜、平泉寺などの地域資源を活用した新たなお土産物の開発に取り組む事業に対し、費用の一部を補助します。

対象者	市内の地場商品・特産物を扱う、もしくはこれから扱おうとする法人・個人・団体
補助対象額	①商品開発・販路開拓に係る経費の2/3以内 ②外部専門家（中小企業診断士、デザイナーなど）派遣に係る経費の全額
限度額	①50万円 ②10万円

🍷 一般事業主行動計画策定支援事業助成金

事業所が女性活躍推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備・能力発達および活躍を図るための行動計画目標、目標達成のための対策などを定める行動計画を策定または変更するための費用の一部を交付します。

助成対象経費	社会保険労務士派遣に係る経費
助成額	1/2以内 ※1事業者1申請
限度額	2万円

農林業

農業に関する助成制度（問④）

🍷 新規就農者経営支援事業

地域の話し合いで作成された「地域計画」もしくは「人・農地プラン」に位置付けられた、就農予定時年齢が原則50歳未満の新規就農者の農業への定着を図るため、資金を支援します。

- ①経営開始資金 年間150万円まで（最長3年間）を支給
②経営発展支援資金 1,000万円までの事業費に対し3/4を助成
※経営開始資金を受ける場合は、500万円までの事業費に対し3/4を助成



（続）農業に関する助成制度（問①）

🍄 里芋栽培のための生分解性マルチの購入補助

里芋を栽培する農地に使う生分解性マルチの購入費用を補助します。

対象経費	生分解性マルチの購入に要した経費（市内事業所で1月1日から6月30日までに購入したものに限り）
補助要件	次に掲げる全ての要件に該当すること ①販売目的の里芋栽培に使用すること ②市内に住所のある農業者・団体 ③市税の滞納がないこと
補助額	1本（長さ200m×幅135cm）あたり3,800円（年度内1回限り）

🍷 6次産業化推進事業

農林漁業者自らが生産した農林水産物の加工や販売に必要な施設、機械類などの整備に必要な経費の一部を補助します。

対象者	農林漁業者 ※本事業の実施により5年以内に農産物の加工または販売による売上額が、300万円以上の増加となる事業計画の立案ができること ※加工品の販売額が1,000万円以上ある者は対象外
補助率	1/3以内（上限額190万円）
対象経費	農林水産物の加工または販売に必要な施設・機械類の整備に要する経費

🍄 農地活用支援事業

園芸作物等生産支援事業

一定規模以上の対象農作物の作付・出荷を行う農業者などで、特定の農業用機械購入（中古機械除く）費用の50万円までは1/2以内、50万円を超える部分は1/6以内（上限50万円）を支援します。ただし生産調整を実施している農業者などに限ります。

🍄 畦畔用防草シートの購入補助

農業者の草刈に係る労力と経費を削減し、畦畔の防草を目的に設置する防草シートの購入費用を補助します。

対象経費	畦畔の防草を目的に設置する防草シートの購入に要した経費（市内事業所で購入したものに限り）	
補助対象農地	令和6年度営農計画書に記載のある農地	
対象者	次に掲げるすべての要件に該当すること ①勝山市農業再生協議会に令和6年度営農計画書を提出している耕作者、または令和6年度営農計画書に記載のある農地の所有者または管理者 ②市税の滞納がない者	
補助額	防草シートの購入価格の1/3以内	
限度額	0～2.5反未満	2万1,200円
	2.5～5反未満	4万2,400円
	5～7.5反未満	6万3,600円
	7.5～10反未満	8万4,800円
	10反以上	10万0,000円

農業用施設などに関する助成制度（問②）

🍷 原材料の支給

農業用施設などの維持補修を関係者の皆さんで行っていただく場合に、生コンクリートや砂利などの必要な材料を支給（費用負担）するものです。

※限度額は1か所5万円まで

🍷 機械・重機借上げの助成

農業用施設の維持補修を関係者の皆さんで行っていただく場合に機械・重機などの借りに上げについて助成するものです。

※経費助成の範囲は実経費の70%以内で、助成の限度額は1か所7万円まで

🍷 市単土地改良事業補助金

農業農村整備事業で、土地改良区、市内地区および農地などの管理者（地権者または耕作者）が対象事業者となります。

対象となる工事は、事業費30万円以上300万円以下で、補助率は暗渠排水、客土工、圃場の区画拡大については50%、農道・水路の新設・改良は70%です。

市民農園を始めよう（問③）

市民の方がレクリエーションとしての自家用野菜、花の栽培、生徒児童の体験学習などの多様な目的で、野菜や花を育てるための農園の耕作者を募集しています。土作りや苗植えなど各種講習会も予定しておりますので初心者でも安心です。

年間使用料（＊）	1区画3,000円～5,000円 (1区画10m×5m)
農園の場所	郡地区・長山地区・浄土寺地区

＊各農園の状況、状態、土質利便性などにより年間使用料が変わる。また個人借受区画、園路、共有地の草刈などは利用者による管理となる

林業に関する支援事業（問④）

🦋 自伐型林業者育成支援事業

持続可能な森林経営を目指す自伐型林業者の育成および確保するため、資金を支援します。

補助対象者は下記のすべての要件に該当すること

- ①林業に就業時の年齢が55歳未満であること
- ②県内の自伐型林業大学校での研修を全て終了（卒業）していること
- ③ふくい自伐型林業協会に属する個人または団体に所属していること

事業内容：概ね年間100日、5年間自伐型林業活動に取り組むこと

補助額：年間150万円まで（最長3年間）

森林の利用（問④）

森林の土地の所有者になった方は面積に関わらず、また個人か法人かによらず、売買契約、相続、贈与などにより、所有者となった日から90日以内に「森林の土地の所有者届出書」による届出が必要です。

市内の環境整備を行う際に草刈機の貸出をしています。

対象者	勝山市在住者または市内に土地を所有している方で、営利目的でない作業を行う個人または団体
環境整備箇所	・公園等不特定多数が利用する土地 ・個人の土地で鳥獣害対策や森林整備を行う場合
申請期間	貸出日の2週間前から前日までに申請
貸出期間	貸出日から5日間

柿などの実のなる木の伐採補助（問⑤）

クマを住宅地などへ誘引するおそれのある柿などの実のなる木の伐採を、業者に委託する場合、対象経費の50%を補助（限度額2万円）します。

また不在家屋などの柿などの実のなる木を、区が伐採する場合、対象経費の全額を補助（限度額5万円）します。

農地の利用（問⑥）

🦋 農地法の許可申請が必要なとき

申請書の受付は毎月10日が締め切りです。

農業振興地域内の農用地を転用する場合、事前に農用地区域から除外する手続きが必要です。

個々のケースで状況が異なりますので、申請前に農業委員会事務局にご相談ください。

①農地を農地で売買

申請の種類	農地法第3条
許可までの期間	3週間
受付場所	農業委員会

②農地を農地で賃借

申請の種類	農業経営基盤強化促進法 農地法第3条
許可までの期間	3週間
受付場所	市農業公社 農業委員会

③自分名義の農地に自分の家屋を建てる

申請の種類	農地法第4条
許可までの期間	6週間
受付場所	農業委員会

④他人名義の農地を賃借・購入し家屋を建てる

申請の種類	農地法第5条
許可までの期間	6週間
受付場所	農業委員会

🦋 農地を相続したら届出が必要です

相続などによって農地を取得した方は、権利取得を知った日から概ね10か月以内に農業委員会事務局に届け出が必要です。



教育・文化

教育

市立小・中学校

🐾 小学校の入学（問①）

満6歳になると、4月から小学校へ入学することになります。入学する年の2月中旬になっても就学通知書が届かないときは、申し出てください。

また就学について気がかりなことがある場合は、教育総務課にご相談ください。

🐾 小・中学校の転校（問①）

＜市内転居または転入の場合＞

在籍していた学校で①「在学証明書」②「転学児童生徒教科用図書給与証明書」をもらい、市民課で住民異動手続きをしてください。

その後、教育総務課から③「学校指定通知書」の交付を受け、①②を指定された学校へ提出してください。

＜市外転出の場合＞

在籍していた学校で①「在学証明書」②「転学児童生徒教科用図書給与証明書」をもらい、市民課で交付を受けた「転出証明書」とともに、新しい住所にある市町村役場および教育委員会で手続きをしてください。

🐾 義務教育費に困るとき（問③）

経済的に困っている家庭に対して、就学援助を行っています。世帯の収入によりますので、各小中学校または教育総務課へご相談ください。

青少年の育成に関する助成制度（問②）

🐾 青少年健全育成推進事業補助金

勝山市では「勝山市青少年健全育成計画（かつやまっ子応援プラン）」に基づき、市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組む施策を展開するため、各地区の青少年育成活動に対し、申請に応じて補助します。

助成金額 1団体につき上限額3万円

※対象経費の90%以内

勝山市育英資金（問③）

🐾 進学支援金制度

勝山市内に居住する者の子弟で、令和6年4月1日以降に大学（大学院は除く）・専門学校等に進学された方に一人当たり3万円を給付します。

①申請方法

必要書類を添えて教育総務課まで申請してください。

②申請に必要な書類

- ・申請書
- ・大学等の入学を証明できるもの（入学日がわかるもの）

③申請期間

4月～8月入学者 ▶ 8月末まで

9月～3月入学者 ▶ 3月末まで

※申請期間を過ぎた申請は受付できません

🐾 奨学金返還減免制度

勝山市育英資金奨学金の貸与を受けた方のうち、大学等卒業後4年（医師は6年）以内に勝山市内に定住し、市内または近隣市町において就業した方の奨学金返還額を減免します。（公務員は対象外）

①減免額

当該年度の返還額の1/4

※市内医療機関の看護師、准看護師、市内介護サービス事業所の介護サービス従事者又は、市内障がい福祉サービス等事業所の障がい福祉サービス従事者として就職した方は1/2

※市内医療機関に医師として就職した方は全額免除

②減免期間

減免申請年度～返還終了年度

※毎年申請が必要です

🐾 奨学金の返還を猶予

現在奨学金を返還中の方が、返還猶予を希望する場合に1年間猶予します。

返還猶予願を教育総務課に提出してください。

その他助成制度（問③）

🐾 奥越地区再編高等学校バス通学費補助金

奥越明成高等学校および大野高等学校定時制に通学する勝山市内在住の生徒に対し、バス通学費を補助します。

・京福バスの通学定期券の購入代の10%相当額を助成します

問①教育総務課 教育指導係 ☎88-8112 問②教育総務課 青少年室 ☎87-0101
問③教育総務課 庶務係 ☎88-8111

- ・京福バス大野発売先(ショッピングモールヴィオ内)で、通学定期券を購入する際に学生証を提示し、規定の委任状を提出することで、補助額を差し引いた金額で購入できます
- ・ひとり親家庭の高校生通学定期代助成(22ページ)との併用はできません

🐾勝山市小中学生スポーツ等派遣事業補助金

勝山市内に住所を有する小中学生が選抜を経て、ブロック大会や全国大会等に出場または参加する場合、その団体・個人等に対して出場費の一部を補助します。

①補助対象大会

- ・ブロック大会：福井県大会にて選抜されて出場または参加する北陸三県以上の大会
- ・全国大会：福井県大会またはブロック大会にて選抜されて出場または参加する全国大会
- ・事前協議に基づき、市長が教育委員会の意見を聴いて認めた大会

②補助対象経費

参加登録費、交通費、宿泊費等

③補助金額

補助対象経費から主催者およびその他の団体等が補助する額を除いた額の2/3(1,000円未満切捨)

※詳しくは教育総務課へお問い合わせください

生涯学習(問④)

🐾勝山市民総合大学

市民のみなさんが、心豊かで生きがいのある生活をおくることができるよう学習の場を提供します。前期・後期に分けて開催し、取得単位数に応じて学位を認定します。50単位＝「学士」、100単位＝「修士」、150単位＝「博士」

🐾生涯学習人材バンク事業

豊富な知識・技能や経験を持った方々を指導者として生涯学習人材バンクに登録し、市民のみなさんに紹介しています。勝山市民で構成する団体等なら年に3回まで利用でき、講師謝礼(5,093円)を市が負担します。

🐾勝山市生涯学習センター「友楽喜」

市民の生涯学習の拠点として、勝山市民総合大学の各種講座の開催やさまざまなグループ活動を行っています。

開館時間 (使用時間)	午前9時～午後5時15分 (午前9時～午後9時)
休館日	日曜日、祝日、12月28日～翌年1月4日
電話番号	87-3161

市立図書館(問⑤)

🐾開館時間

平日	午前9時30分～午後7時
土・日・祝日	午前9時30分～午後5時

🐾休館日

- ・月曜日
- ・毎月最終の木曜日(館内整理日のため・一部変更あり)
- ・年末年始(12月29日～翌年1月3日)
- ・蔵書点検期間(2月24日～2月28日)



図書館HP

🐾図書を借りるとき

はじめて本を借りられる方は、利用者登録を行います。マイナンバーカードを持って図書館カウンターへお越しください。マイナンバーカードをお持ちでない方は、利用者番号を発行します。

借りたい図書等は、マイナンバーカード(または利用者番号)と一緒にカウンターへお出しください。1人10件まで、本は2週間、雑誌・ビデオ・DVD・CDは1週間借りられます。(雑誌は最新号を除きます。)

🐾図書を返すとき

カウンターへお返しください。

閉館時は、正面入口横の「本のポスト」に入れてください。(ビデオ・DVD・CD・大型本は、破損の恐れがありますので、入れないでください)

ビデオについては、必ず巻き戻しをして直接カウンターにお返しください。

🐾貸出延長

期限内に返却できない場合は、1回のみ延長できます。カウンターまたは電話でお申し出ください。またパソコンや携帯電話で図書館のホームページからも延長できます。ただし次に予約の方がいる場合や、団体貸出の場合は延長できません。

(次ページへ続く)

問③教育総務課 庶務係 ☎88-8111 問④未来創造課 社会教育・文化活動係 ☎88-1115
問⑤市立図書館 ☎88-6000



（続）市立図書館（問①）

📖 借りた図書等を紛失したとき

まず図書館にご連絡ください。紛失された場合は、同じ図書等を購入して弁償していただきます。同一の図書が入手できない場合は、現金で弁償していただきます。

📖 図書を探すとき（予約・リクエスト）

お気軽に職員におたずねください。

貸出中の場合は、ご予約できます。カウンター、もしくは電話でお申し込みください。またパソコンや携帯電話で、図書館ホームページからもご予約できます。



図書館HPで
予約はこちら

当館にないときは、他の図書館から借り受けることができます。リクエストカードにご記入の上、カウンターにお出しください。（ホームページもご利用ください）

📖 コピー（複写）サービス

図書館にある資料は、著作権法の規定に基づいて、複写（1枚モノクロ10円・カラー 50円）することができます。（当日の新聞、雑誌の最新号は除きます）

📖 インターネット用パソコン（3台）

インターネットの利用ができます（1人30分間）。利用の際は、カウンターまでお申し出ください。

📖 資料などの調べもの（レファレンス）

図書館内のレファレンスコーナーでご相談ください。

📖 ブックスタート事業

親子で絵本にふれあうことの楽しさや大切さをおはなしするブックスタートに、ぜひお越しください。

実施日	毎月第3木曜日 午前10時～正午 ※最終受付 午前11時30分
対象者	勝山市に住民登録がある生後6か月以上1歳6か月未満の赤ちゃんと保護者
内 容	絵本の読みきかせ体験と読んだ絵本のプレゼント

文化に関する助成制度（問②）

📖 郷土芸能施設整備事業補助金

各区の所有する郷土芸能施設の新調、修繕、改造または施設の保管倉庫などの新築、改築、修繕で、1件20万円以上の事業に対し補助します。

補助金の額は対象経費の30%以内で、400万円が限度です。

ただし左義長櫓を収納する建物に関する事業で景観に配慮するものについては、その景観に配慮するために要する経費の75%以内を補助し、その限度額は750万円とします。

📖 文化財補助金（問③）

国県および市指定文化財の修理に多額の経費を要し、所有者または管理団体がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合において、その経費の一部に充てるため当該所有者または管理団体に対し、予算の範囲内で補助します。

📖 恐竜化石発掘体験団体参加費の減額（問④）

恐竜化石発掘体験に団体（10人以上）で申し込む場合は参加料が減額されます。

	通 常	減額後
大 人	1,150円	920円
高校生	950円	760円
4歳～中学生	600円	480円

問①市立図書館 ☎88-6000 問②未来創造課 社会教育・文化活動係 ☎88-1115
問③商工文化課 文化財活用係 ☎88-8113 問④かつやま恐竜の森管理事務所 ☎88-8777

スポーツ（問⑤）

🏊 体育館の利用

地域住民のスポーツ活動の場として、体育館などをご利用いただけます。（要予約、有料）

【予約方法】

①申請書…使用日の前日までに使用申請書を健康体育課に提出してください

②インターネット予約

…使用日の10日前までに福井県の施設予約サービスで予約してください



ネット予約はこちら

※表10（56ページ）を参照

※休館日は12月28日～1月3日です

🏫 学校体育施設の利用

地域住民のスポーツ活動の場として、小中学校の体育施設をご利用いただけます。

※団体のみ使用可

予約・利用料について詳しくは健康体育課までお問い合わせください。

※表11（56ページ）を参照

🏟️ グラウンドの利用

施設名	ナイター 使用時間	利用料金 (1時間あたり)
北部中学校 グラウンド	日没～ 午後9時	1,570円 ※1回点灯あたり
長山公園 グラウンド		1,260円
弁天緑地 グラウンド サッカー場	日没～ 午後9時30分	250円
市営庭球場 (テニスコート4面)		250円 (1面)

利用上の注意事項

○あさひ公園多目的広場、弁天緑地グラウンド、長山公園グラウンド、市営庭球場の日中の使用については無料です。（要予約）

※利用日は、積雪期および12月28日から1月3日を除く全日

※市民以外の方は各グラウンドが1時間あたり1,530円、庭球場が1面1時間あたり610円

🏊 市営温水プール

①利用時間

利用時間	火～金 土 日	午前10時～午後9時 午前9時～午後8時 午前9時～午後6時
休館日	月曜日、12月29日～1月3日	

②利用料

区 分	利用者	料金
1回	大 人	650円
	4歳以上～高校生	320円
	3歳以下	無料
回数券 (6回分)	大 人	3,250円
	4歳以上～高校生	1,600円

（次ページへ続く）



表10 体育館使用料

	使用区分		使用料（1時間あたり）		
			平 日		土・日・祝日
			9:00～19:00	19:00～21:30	9:00～21:30
勝山市体育館 「ジオアリーナ」 バドミントン コート12面	競技場	全 面	1,800円	3,720円	3,720円
		半 面	900円	1,860円	1,860円
		3分の1面	600円	1,240円	1,240円
		バドミントンコート1面	150円	310円	310円
	多目的室	全 面	200円	400円	400円
	研修室	1 室	200円	200円	200円
	会議室1	1 室	100円	100円	100円
	会議室2	1 室	100円	100円	100円
	トレーニング ルーム	個人1回（2時間）	150円	310円	310円
		個人年間利用	一般1万190円 中学生・高校生2,040円 ※中・高生の年間利用券での使用は平日午前9時～午後7時の利用とする		
	空調設備	アリーナ1階	1,730円	1,730円	1,730円
		アリーナ2階観覧席	1,730円	1,730円	1,730円
		多目的室	150円	150円	150円
		研修室	100円	100円	100円
		会議室1	50円	50円	50円
		会議室2	50円	50円	50円
		トレーニングルーム	1回あたり使用 料に50円追加	1回あたり使用 料に50円追加	1回あたり使用 料に50円追加
勝山市B&G 海洋センター 畳敷き バドミントン コート2面	競技場 武道場	全 面	400円	800円	800円
		半 面	200円	400円	400円
		バドミントンコート1面	100円	200円	200円
	ミーティングルーム	全 面	100円	100円	100円
	弓道場	市民以外が使用（個人）	310円／回	610円／回	610円／回
		大会などの専用使用	200円	410円	410円
林 業 者 健 康 ト レーニングセン ター バドミン トンコート2面	競技場	全面	200円	400円	400円
		バドミントンコート1面	100円	200円	200円
	談話室	全 面	50円	50円	50円

※市民以外の方の使用（市民の割合が1/4未満）は3倍の料金、市民と市民以外の方が混合しての使用（市民の割合が1/4以上1/2未満）は2倍の料金になります

表11 小中学校体育館使用料

学校名	区分	使用料（1時間あたり）		学校名	区分	使用料（1時間あたり）	
		半面	全面			半面	全面
鹿谷小学校	体育館	100円	200円	成器南小学校	第1体育館	160円	320円
北郷小学校		100円	200円		第2体育館	310円	620円
荒土小学校		100円	200円	成器西小学校	体育館	310円	620円
平泉寺小学校		100円	200円	勝山北部中学校		210円	420円
野向小学校		160円	320円	勝山中部中学校	第1体育館	160円	320円
三室小学校		160円	320円		第2体育館	160円	320円
村岡小学校	第1体育館	100円	200円	勝山南部中学校	第1体育館	210円	420円
	第2体育館	160円	320円		第2体育館	210円	420円

まちづくり

まちづくり

イベント・市民活動（問①）

🦋 わくわくクラウドファンディング応援事業

市民団体が自主的・主体的にクラウドファンディングを活用して取り組むイベントやものづくりを支援することで、やる気ある市民の活躍を後押しします。

補助対象事業	構成員の8割以上が勝山市民で構成されている5人以上の団体がかつ代表者が勝山市民である団体が実施するクラウドファンディングを活用したプロジェクト事業で、次の要件を全て満たすもの ・プロジェクト事業費が20万円以上 ・目標金額を達成したもの ・目標金額がプロジェクト事業費の1/2以上
補助内容	①プロジェクト事業費の1/2（上限500千円）を助成※達成金額にかかわらず助成 ②プロジェクト成立時にクラウドファンディング仲介事業者を支払う手数料（運営手数料＋決済手数料）を100%助成（上限6万円）

🦋 ちょいチャレ応援事業

市民団体が自主的・主体的に実施する幅広いジャンルの事業を支援することで、やる気ある市民の活躍を後押しします。 ※事前相談必要

補助対象事業	構成員の8割以上が勝山市民で構成されている5人以上の団体がかつ代表者が勝山市民である団体が実施する幅広いジャンルの事業
補助対象経費	事業実施に必要な次の経費 報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、使用料および賃借料、材料費、物品購入費
補助率	100%（上限10万円） ※市制70周年記念事業の上限は15万円

NPO活動（問①）

🦋 勝山市特定非営利活動法人設立支援事業補助金

特定非営利活動法人（NPO法人）を設立する場合、その設立にかかる費用の一部を補助します。補助金の限度額は10万円です。

地域づくりに関する助成制度（問②）

🦋 地区公民館施設整備費補助金

補助対象事業	①区集会場（地区まちづくり会館）の新築、増改築および修繕工事で1件20万円以上の工事（敷地購入費・舗装以外の整地費除く） ②屋根雪下ろしアンカー設置 ③公共下水道の供用開始の告示のあった日から3年以内に行う排水設備工事 ④農業集落排水事業の供用開始の日から3年以内に行う排水設備工事
事業主体	地域住民で組織する地縁団体など
補助額	①③④：対象経費の30%以内（*） ②：対象経費の80%以内
限度額	200万円（*）

* 県のコミュニティ会館整備支援事業実施要領の規定に基づく指定を受けた場合は次のとおり

補助額	補助対象経費の50%以内 ※高齢者集落は75%以内
限度額	新築 750万円 増改築・修繕など 225万円



身近な市政

議会

市議会（問①）

議員の定数

市民の代表である議員は、4年ごとの選挙によって選ばれます。市議会を構成する議員の定数は、地方自治法で条例により定めるとされており、勝山市は「14人」としています。

議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。

議長は、議会の代表者として、議事を整理したり、議場の秩序を保つほか、議会の事務を統理するなど多くの権限が与えられており、大変重要な役目を担っています。

副議長は、議長が病気や出張などで不在のとき、また、欠けたときに議長の職務を行います。

会議の開催

会議は、毎年3月、6月、9月、12月に開かれます。これを「定例会」といいます。そのほか必要に応じ、特定の事件に限って審議するために開かれる会議として「臨時会」があります。

本会議

「本会議」とは、全議員が議場において会議をすることをいいます。

本会議は、議案などを審議し、議会の最終的意思を決定する最も重要な役割をもっています。招集あいさつ、一般質問および代表質問の様子を録画してインターネットで公開しています。



録画した動画
はこちら

委員会

市の仕事は幅広く、複雑で専門的になっています。そこで、専門的・能率的に詳しく審査するために、本会議における審議の予備的審査・調査機関として、少数の議員で構成する委員会が設置されています。



委員会の詳細
はこちら

会議録

本会議の開会宣告から閉会宣告までの経過をそのまま記録した公文書で、議会運営を公認する書類のことをいいます。会議録は、図書館で閲覧できます。また市ホームページでもご覧になれます。

市議会の傍聴（問①）

本会議および予算委員会の傍聴を希望される方は、いずれも当日、市役所3階受付にて、傍聴者名簿に住所、氏名をご記入ください。

傍聴できる人数は、本会議30人、予算委員会10人程度で、いずれも先着順です。

他の委員会については事前にご相談ください。

請願・陳情（問①）

請願・陳情の提出方法

議会の請願・陳情は、次のことに注意して提出してください。

- ① A4サイズの用紙をお願いします
- ② 請願には、表紙に紹介議員1名以上の署名または記名押印が必要です（陳情には紹介議員は必要ありません）
- ③ 本文には、請願・陳情の趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所および氏名と電話番号を記載し、署名または記名押印してください
- ④ 定例会初日の翌日午後5時（土・日曜日・祝日の場合はその翌日）までに提出されますと、その会期中に審査されます。なお、提出の際には、直接議会へお越しいただきご説明ください

「かつやま議会だより」の発行（問①）

年4回（4、7、10、1月）、第4木曜日に市内全家庭を対象に配布しています。

定例会で審議された内容や議決結果、休会中の市議会の活動などについて報告しています。また「かつやま議会だより」は市ホームページにも掲載しています。



議会だよりは
こちら

監査

監査（問②）

予算の執行、契約、財産管理などの財務に関する事務および水道事業会計の経営にかかる事業の管理が適正かつ効率的に行われているかなど、行政運営全般について監査を行います。また議会・市長等の請求や要求に基づく監査などの他に、市民の方から請求があったときに行う住民監査請求の監査などを実施します。

公平委員会（問②）

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求について審査し、判定します。また、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決を行います。

固定資産評価審査委員会（問②）

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服申し立てについて審査し、決定します。

広報

「広報かつやま」の発行（問③）

毎月第2・4木曜日の月2回、自治会を通じて市内全家庭を対象に配布しています。

「広報かつやま」では、市の推進する事業や施策を分かりやすく紹介したり、がんばる市民の方を紹介したり、開催行事などのお知らせをします。

また「広報かつやま」は、市ホームページに掲載しているほか、「マチイロ」や「カタログポケット」というスマートフォンやタブレット向けのアプリでもお手軽にご覧いただけます。

市ホームページ



マチイロ



カタログポケット



英語、中国語、ベトナム語など10言語で、市からのお知らせを配信しています

勝山市公式ホームページ・SNS（問③）

ホームページから行政情報や行事案内など、各課などと連絡調整を図りながら、新鮮な情報提供をしています。

市公式Facebook
「勝山市役所PR室」



市公式Instagram
「Katsuyama-official」



市公式X（旧Twitter）
「チャマゴンのつぶやき」



市公式LINE
アカウント



定例記者会見の開催（問③）

毎月、勝山記者クラブ主催の定例記者会見を行っています。新聞やテレビなどの報道機関を通して、広く多くの皆さんに、勝山市の情報を提供しています。

また当初予算の発表や緊急に市民の皆さんに伝えるべき情報が発生した場合は、勝山市主催の臨時記者会見を開催し、情報を提供します。

広聴

市民提案月間（問③）

毎年9月を「市民提案月間」と定めています。

「広報かつやま」・市ホームページを通じて、広く市民の皆さんからアイデア・提案を募集します。

市へのお問い合わせ（問③）

市ホームページのトップにある「お問い合わせ」をクリックすることで、市への要望・ご意見などを、いつでも登録できます。

後日電子メールなどで回答いたします。



身近な市政

移住促進

市への移住をお手伝い

各種助成制度（問①）

※交付には転入年月日、就職年月日など一定の基準を満たす必要があります

🏠 U・Iターン奨励制度

勝山市にUターンし、直近の転入日から起算して、過去3年以内に勝山市に居住した実績がない方、もしくはIターンをした方に奨励金を交付します。
奨励金の額 単身 3万円、世帯 5万円（市内就職は5万円加算）

※それぞれ1回限り

🏠 U・Iターン就職等奨励金

福井県外から勝山市にUターンし、直近の転入日から起算して、過去3年以内に勝山市に居住した実績がない方、もしくはIターンをした方が就職・起業し、一定の要件を満たした場合に奨励金を交付します。

奨励金の額 単身6万円、世帯10万円（市内就職は5万円加算）

🏠 移住就職に関する助成制度

移住直前の10年間のうち通算して5年以上かつ直前に連続して1年以上、『東京23区在住』または、『東京圏（条件不利地域除く）から東京23区に通勤していた方』が福井県UIターン転職マッチングサイトの掲載求人で就職し移住した場合等、支援金を給付します。

※その他要件あり。事前にお問い合わせください

支援金の額 単身 60万円
世帯 100万円（18歳未満の世帯員を帯同する場合は1人につき100万円を加算）

関連する助成制度（問②）

🏠 定住化促進に関する助成制度

定住の意思を持った転入者または50歳以下の方で、土地を購入または賃借し住宅を新築する場合（市内事業者の施工に限る）に下表の額を限度に助成します。

県外からのU・Iターン者または子育て世帯の方が空き家情報バンクに掲載された中古住宅の購入・リフォームを行うと、下記限度額が2倍となる場合があります。

また世帯数が新たに1世帯以上増加する場合のリフォームに対して下表の額を限度に助成します。

区 分	補助金額
土地を親族以外から購入または賃借し住宅を新築	100万円
住宅新築のみ	50万円
中古住宅を取得	50万円
中古住宅取得時にリフォーム	50万円
多世帯同居リフォーム	90万円

あなたの「推し勝★」
教えてください！

質問①

あなたの
「好きな勝山」
「知ってもらいたい勝山」
を教えてください！



質問②

「推し勝★」で
どんな未来を創る？
勝山の未来への想い、
意気込みを教えてください。

あなたの「推し勝★」教えてください！

しょうりゅう しか、勝たんやま！

Q1: WHAT IS YOUR "OSHI-KATSU"?

「推し勝★」でどんな未来を創る？

勝山は、いろんな魅力が恐竜級！
私たちみんなでお待ちしています！
アイドルとアイドルキャラクターたち

Q2: WHAT IS YOUR BELIEF FOR THE FUTURE?



WWW.CITY.KATSUYAMA.FUKUI.JP

さあ！勝山70
勝山70
KATSUYAMA
KATSUYAMA CITY 70TH ANNIVERSARY CAMPAIGN

勝山市の多様な価値を未来につなぐ！ 市制施行70周年記念 私の「推し勝★」キャンペーン

勝山市は令和6年9月1日に市制施行70周年を迎えます。

この節目となる年を記念し、今年度を通じて私の「推し勝★」キャンペーンを実施しています。

皆さんの「推し勝★」で未来に残す勝山の価値を創りましょう。

【キャンペーン概要】

第6次勝山市総合計画で掲げる「地域の未来を創る」「まちの楽しさを創る」という2つの「創る」に「みんなで創る」という視点を入れて、市民の皆さまはもちろん、勝山市にゆかりのある方、観光客や仕事などで関わられている方、皆さんが主役となるようなキャンペーンです。



70周年記念
キャンペーンの
詳細はこちら

暮らしのガイドブックかつやま (2024年6月発行)

〒911-8501 福井県勝山市元町1丁目1番1号 勝山市総務課
TEL (0779) 88-1114 FAX (0779) 88-0222 URL: <https://www.city.katsuyama.fukui.jp/>